



山口 薫「花ちりはな咲く」1966年 油彩

高崎信用金庫の現況

令和元年度事業のご報告

(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

2020

SINCE 1914



高崎信用金庫

皆さまへのごあいさつ

平素より高崎信用金庫に格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

皆さまにおかれましては、この災禍にあって、さぞご心労のことと、心からお見舞い申し上げます。

今年も当金庫の経営方針や事業内容、業績等について、よりご理解を深めていただきたく、ディスクロージャー誌「高崎信用金庫の現況2020」を作成いたしましたので、ご覧いただければ幸いです。

令和元年度の国内経済は、緩やかな回復基調が見られたものの、消費税増税に伴う駆け込み需要の反動減に加え、1月以降深刻化した新型コロナウイルスの感染拡大により、大きな下押し圧力がかかりました。

金融政策面では、日本銀行によるマイナス金利政策が続いておりますが、未だに本格的な資金需要の拡大に至らないまま、低金利環境が続いているところです。

こうしたなか、地方の中小企業においては、少子高齢化や人口減少等の構造的な要因による深刻な人手不足や、それに伴う人件費の増加など、依然として厳しい状況が続いております。

このような環境下、当金庫では、「支援力・営業力の深化×進化(しんか)」「経営力・内部態勢の深化×進化(しんか)」「人材力・組織力の深化×進化(しんか)」を重点課題に掲げ、地域経済の発展に貢献するため、積極的な金融仲介機能の発揮と、創業・第二創業、経営改善、事業承継など、地域の中小企業支援に取り組んでまいりました。

そして、お客さまにとって、真の意味での経営改善につながる支援に努めるため、外部機関との連携を深めるとともに、お客さまの抱えるさまざまな課題解決へのお手伝いを実施してまいりました。

令和2年度は、「地域密着型金融・課題解決型金融」をさらに深めて発展させ、地域経済の活性化や地域のお客さまのお役に立つ取組みを今まで以上に強化してまいります。特に、新型コロナウイルス感染症の影響により経済環境が不透明である今こそ、地域金融機関としての使命を果たす時であると考えており、地域の皆さまに対する金融支援に積極的に取り組んでまいります。

さらに、お客さま、地域の方々の信頼や期待に応えられる人材の育成とノウハウの向上を図り、外部専門家や外部機関との連携を一層強めてまいります。

また、コンプライアンス態勢やさまざまなリスクに対する管理態勢の充実を図り、安心できる金融機関として、地域のお客さまからの信頼をさらに高めてまいります。そして、地域に根ざしたお客さま本位の営業姿勢の徹底とお客さま目線に立った利用者利便性の向上に努めるとともに、環境、文化、福祉といった地域の皆さまのお役に立つ活動についても、これまで以上に取り組んでまいります。

これからも、地域の皆さまのお役に立ち、「地域に寄り添い、地域で最も信頼される金融機関」を目指し、役職員一同、努力を重ねていく所存でございますので、一層のご支援ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。



令和2年7月

理事長 新井久男

経営理念

「経営理念」は、私たちの達成すべき「目的」です。

- 会員・顧客の繁栄
- 地域社会の繁栄
- 地元中小企業の健全な発展と地域住民の福利の向上

目指すべき姿

地域に寄り添い、地域で最も信頼される金融機関

地域のお客さまへの徹底した訪問活動と面談により、お客さまをよく知ることに努めます。

そして、お客さまの抱える課題を把握し、その解決をお手伝いすることで、お客さまのお役に立ち、地域に寄り添い、地域で最も信頼される金融機関を目指します。

基本理念

「基本理念」は、私たちの地域の皆さまに向けての「宣言」です。

- 地域の繁栄を願い、人びとの暮らしを見つめ、豊かな未来づくりを応援します。

顧客・会員・地域とともに歩み、地域社会になくてはならない金融機関として、充実した機能サービスで対応。常に時代を先取り、地域の豊かな未来づくりに貢献します。

- しなやかな対応と独自性の発揮に努め、常に革新しつづけます。

激動と変革の時代に即応できる体制づくりを行い、高度化・多様化するニーズに迅速、的確に対応し、常に役立つ先進的な金融機関を目指します。

- ふれあいを育て、迅速な行動と進取の心でチャレンジします。

心のふれあいを大切にして、明るく積極果敢に行動し、地域の人びとや企業に親しまれ、信頼され、地域とともに発展する金融機関になるよう努めます。

創立以来変わらない姿勢

私たちは、こんな気持ちで、日々仕事に取り組んでいます。

- 地域にお住まいの方々のお役に立ちたい
- 地域で事業を営むの方々のお役に立ちたい
- 地域社会のお役に立ちたい

高崎信用金庫の概要 (令和2年3月31日現在)

所在地	高崎市飯塚町1200-1	預金	4,868億円
電話	027-360-3000(代表)	貸出金	2,275億円
創立	大正3年7月1日	店舗数	29店舗(うち出張所3)
会員数	28,120名	役職員数	364名
出資金	14億87百万円		

シンボルマーク



このシンボルマークは高崎信用金庫のイニシャル「T」をデザインしたものです。Tから力強く広がるフォームは総合的な金融サービスと情報発信のパワー、また、職員一人ひとりが多方面に向けて積極的・エネルギーに活動を広げる姿をシンボライズしました。お客さまと地域のお役に立ちながら、共に発展していきたいという決意と願いを、このダイナミックなフォームに込めました。

CONTENTS

皆さまへのごあいさつ			
皆さまとともに	2	信用金庫とは	28
業績のご報告	14	計数資料編	29
経営管理体制	16	開示項目一覧	52
内部管理態勢	19	沿革／令和元年度のあゆみ	53
営業のご案内	24	店舗ネットワーク	54

本誌は、信用金庫法第89条(銀行法第21条準用)に基づいて作成したディスクロージャー資料です。本誌に記載の比率および金額は、原則として単位未満を切り捨てて表示しています。

※ 皆さまとともに ~たかしのSDGsへの取り組み~

高崎信用金庫 SDGs宣言

(令和元年8月1日制定)

高崎信用金庫は、金融業務を通じて、地元中小企業の皆さまの事業の発展や、地域住民の皆さまの豊かな暮らしのお手伝いをする中で、地域社会の持続的発展に努めております。

また、金融サービスの提供にとどまらず、環境、文化、教育、福祉、防犯といった面においても、広く地域社会のお役に立つ活動に取り組んでおります。

当金庫のこうした取り組みは、国連が提唱するSDGs(持続可能な開発目標)の達成につながるものであり、今まで以上に、取り組みを強化し、地域金融機関としての使命を果たすことで、SDGsの達成に貢献してまいります。



SDGs(エスディーゼーズ):2015年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)」の略称です。2015年から2030年までに、貧困や飢餓、エネルギー、気候変動、平和的社会など、持続可能な開発のための17の目標と169のターゲットを達成すべく、政府、自治体、企業、諸団体、個人が協力・連携して活動することが求められています。

たかしんは、地域の中小企業の皆さまや個人の皆さまが会員となって、お互いに助け合い、共に発展していくことを目的として運営されている相互扶助型の金融機関です。地域のお客さまからお預かりした大切な預金を、地域で資金を必要とするお客さまにご融資することにより、事業の発展や生活向上のお手伝いを通じて、地域社会の持続的発展に努めています。

地域金融機関としての社会的責任を果たすため、コーポレート・ガバナンス(企業統治)、コンプライアンス(法令等遵守)、顧客保護等管理、リスク管理などの態勢の充実を図り、健全な業務運営を行い、地域経済・社会の発展に貢献してまいります。



1 事業資金のご相談: 中小企業および個人事業主の方からの資金全般に関するご相談、創業を目指す方からの創業資金に関するご相談に対応します。(たかしん相談プラザを除く)

2 住宅ローンのご相談: 住宅ローンをご利用中の方、ご利用をご検討中の方からの各種ご相談に対応します。

3 年末資金繰りのご相談: 年末年始の資金繰りに不安を抱える事業主の方を支援するため、令和元年12月10日から30日にかけて「年末資金繰り相談窓口」を設置しました。同相談窓口は休日の4日間(令和元年12月14日、15日、21日、22日)にもたかしん相談プラザに設置し、ご相談に対応しました。

4 台風19号被害に関するご相談: 台風19号により、直接的または間接的に被害に遭われた地域の中小企業および個人事業主の方からの事業資金全般や個人の方からの生活再建に関する各種ご相談に応じるため、令和元年10月15日に相談窓口を設置しました。

5 新型コロナウイルスに関する資金繰りのご相談: 新型コロナウイルスの流行による影響で、中小企業および個人事業主の方からの新規のお借入やご返済条件の変更など事業性資金に関する資金繰り全般のご要望にお応えするために、令和2年2月3日に相談窓口を設置しました。

ご相談窓口

■ 全営業店の融資窓口(出張所を除く)
受付時間: 平日 9:00~15:00
(高崎市場支店は8:00~15:00)

■ たかしん相談プラザ
(フリーダイヤル 0120-603-796)
受付時間: 平日 9:00~19:00
土日 10:00~17:00

ご返済条件の変更等に関する苦情相談窓口

担当部署: リスク統括部(027-360-3458)
受付時間: 平日 9:00~17:30

■ 「しんきんSDGs私募債 ちいきのミライ」の引き受け

たかしんはSDGsへの取り組みの一環として、「しんきんSDGs私募債 ちいきのミライ」の発行を、全国の信用金庫として初めて引き受けました。これは、同債券を発行する際に信用金庫等が受け取る手数料の一部を割り引きし、割り引き相当額以上の品を発行会社から地域の小中学校や社会福祉法人などへ寄付することで、SDGsの目標達成を目指すものです。

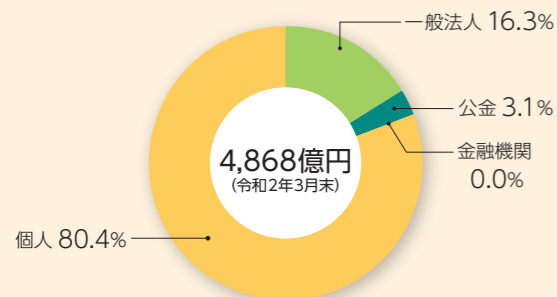
今回は、取引先A社(産業用機器類の販売・メンテナンス業)が発行する私募債をたかしんが引き受け、A社が事務用家具用品を公益財団法人群馬県アイバンクに寄付しました。

事業と暮らしを応援

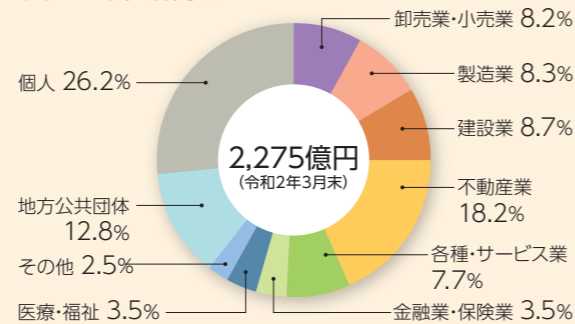


次のグラフが示すとおり、たかしの預金は個人のお客さまを中心にお預かりしており、貸出金は幅広い業種の中小企業のお客さまや個人のお客さまにご利用いただいています。

▶ 預金者別内訳



▶ 貸出金業種別内訳



● 金融円滑化への取り組み

たかしんでは、地域に根ざした金融機関として、中小企業および個人事業主の方や個人の方に必要な資金を円滑に供給することを最も重要な役割と認識しています。全営業店の融資窓口(出張所を除く)およびたかしん相談プラザに相談窓口を設置し、次のご相談に積極的に取り組んでいます。

● お客さま本位の業務運営に関する取組方針

たかしんは、お客さまの安定的な資産形成のお役に立つため、お客さまの利益を保護する態勢のもと、より良い金融商品とサービスを提供する方針を策定しています。

また、この方針の取組状況を、定期的な公表の第2回として、令和元年8月1日にホームページへ掲載しました。

「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」より

当金庫は、「地域の繁栄を願い、人びとの暮らしを見つめ、豊かな未来づくりを応援します。」という基本理念を掲げています。この理念の実現に向け、「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」を定め、お客さまの安定的な資産形成のため、良質な商品とサービスを提供することによって、お客さまの最善の利益を追求してまいります。

なお、本方針に基づく取組状況は定期的に確認し、見直しを行い、その結果を公表いたします。また、本方針はお客さま視点に立ち、定期的に見直しを行ってまいります。

お客さま本位の業務運営に関する取組方針に基づくセミナーの開催

「人生100年時代のお金の貯め方・守り方」と題したお客さま向け「資産運用セミナー」を、アライアンス・バーンスタイン株式会社の三橋雄二氏を講師に迎えて令和元年5月29日に開催し、29名が参加しました。



「金融仲介機能のベンチマーク」と地域活性化への取り組み



「金融仲介機能のベンチマーク」とは、金融機関が金融仲介機能を発揮して取引先企業の成長や地域経済の活性化に取り組みにあたり、それらを客観的に評価できるよう金融庁が策定した指標です。

たかしんは地域に根ざした金融機関として、各種ベンチマーク数値も活用しながら、地域経済の活性化に向けて、一層の金融仲介機能の発揮に努めています。

また、国から認定された「経営革新等支援機関」として専門性の高い支援を行い、外部専門家や外部機関等とも連携を強化することで、お客さまの経営目標の実現や経営課題の解決に向けた最適なソリューションの提案や、地域の面的再生等にも積極的に取り組んでいます。

以下の表で「金融仲介機能のベンチマーク」に該当するものは、**ベンチマーク**と記載しています。

(ベンチマークに関する数値は全て法人取引先について表示しています。)

お客さまとの取引の状況

たかしんは多くの地元企業の方からメインバンク*としてお取引をいただいています。メイン先にとって信頼できるパートナーであるために、売上高や生産性の向上、従業員の確保等に向けて積極的な支援を展開しています。

今後もたかしんは支援を継続し、質の高いサービスを展開してまいります。

※取引先金融機関の中で当金庫の融資残高が最も多い先

	平成30年度	令和元年度
メイン先数	1,420	1,399
全取引先数に占める割合	64.9	64.6
メイン先の融資残高	595	607
経営指標等が改善した先数	994	951

	全与信先	創業期	成長期	安定期	低迷期	再生期
与信先	2,166	151	204	1,373	130	308
融資残高	1,060	30	90	744	24	170

創業期→創業後5年以内の先 成長期→直近2期の売上高平均が同5期の売上高平均に対して120%超の先
安定期→同80%~120%の先 低迷期→同80%未満の先 再生期→貸付条件の変更または延滞のある先

●事業性評価への取り組み

事業性評価とは、企業との十分な対話などを通して事業の内容（企業の独自性、経営資源などの強みや、抱える課題、置かれた環境など）を把握することにより、その将来性や成長可能性等を適切に評価することです。

たかしんでは、経済産業省が作成した支援機関と企業との対話ツールである「ローカルベンチマーク」も活用し、事業性評価の結果などに基づき取引先企業と対話を行うなど、労働生産性向上などの経営改善支援に努めています。

	平成30年度	令和元年度
事業性評価の結果やローカルベンチマークを示して対話を行っている取引先数	536	639
事業性評価の結果やローカルベンチマークを示して対話を行っている取引先のうち、労働生産性の向上に資する対話を行っている取引先数	214	326

●事業性評価に基づく融資の取組み

たかしんは取引先企業の経営課題等の実態把握に努め、決算書や担保等の数字だけにとらわれず、事業の内容や成長可能性等を適切に評価し（事業性評価）、地域金融機関として、担保・保証に過度に依存することなく、資金の円滑な供給に努めています。

事業性評価に基づく融資の与信先数および融資額、および、全与信先数および融資額に占める割合 **ベンチマーク** (単位:社、億円、%)

	平成30年度		令和元年度	
	先数	融資残高	先数	融資残高
事業性評価に基づく融資を行っている与信先数および融資残高	216	167	299	224
上記計数の全与信先数および当該与信先の融資残高に占める割合	9.9	16.1	13.8	21.1

※年度末時点における累計先数、総融資残高を記載

事業性評価に基づく融資の取組み事例

A社の課題

金属加工業を営むA社は、業界から高く評価される金属加工技術を有しています。この技術力を活かして新規事業分野への進出を考えていましたが、借入金の本数が多くなっており、その返済や管理の負担が大きく、新分野進出への足を踏んでいました。

課題解決への取組み

たかしんはA社代表に対して、現在A社で作成している1年間の経営計画に替えて5年間の中期経営改善計画を作成し、計画に基づく借入金の見直しを提案しました。

A社代表の了承を得た上で、群馬県信用保証協会の専門家派遣事業を活用し、同協会と連携して実現性の高い経営改善計画を作成しました。また、計画策定後にはA社の他取引金融機関と協調して借入金の集約を図り、返済と管理の負担を大幅に軽減することができました。

A社の現在

A社は新分野進出を見据え、たかしんからの融資と「ものづくり補助金」を活用して新設備を導入。たかしんは伴走型支援を継続し、A社と一体となって経営改善に取り組んでいます。

●「経営者保証に関するガイドライン」への取組み

たかしんは平成26年2月から開始された中小企業の経営者の皆さまによる個人保証（経営者保証）のあり方を定めた「経営者保証に関するガイドライン」について、その趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を整備しています。また、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等を把握し、同ガイドラインの記載内容および、令和元年12月に策定された「事業承継時に焦点を当てた経営者保証に関するガイドラインの特則」を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

たかしんは同ガイドラインに関する相談窓口を全営業店（出張所・たかしん相談プラザを除く26店舗）に設置しており、今後も中小企業の経営者の皆さまからのご相談に対応してまいります。

経営者保証に関するガイドラインの活用先数および全与信先数に占める割合 (単位:件、%)

	平成30年度	令和元年度
新規に無保証で融資した件数	639	705
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	12.52	14.38
保証を解除した件数	40	42
ガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数	-	-

●創業・新事業の支援

事業所数の増加は、雇用機会の創出となり、地域活性化へとつながります。たかしんは、地域の活性化につながる創業・新事業を積極的に応援しています。より実的な内容で、創業希望者が創業計画書を作成する際のアドバイスや、創業間もない方々へのフォロー訪問の実施などの支援に取り組んでいます。

たかしんが関与した創業件数 **ベンチマーク** (単位:件)

平成30年度			令和元年度		
総数	法人	個人	総数	法人	個人
46	20	26	40	12	28

外部機関との連携

▶飲食店創業セミナー

たかしんと日本政策金融公庫が主催し、高崎市と高崎商工会議所の共催で、内木美樹氏(株式会社華ひらく 代表取締役)を講師に、インバウンド対応に特化した集客・接客をテーマにした講演会「飲食店の開業を目指す方必見! 飲食店経営成功の法則」を令和元年8月8日に開催し、創業希望者や創業直後の20名が参加しました。また、個別相談会も実施しました。

- ▶高崎商工会議所主催の「創業塾」(令和元年10月25日～、全10日間)に後援しました。
- ▶上毛新聞社主催の「群馬イノベーションアワード2019」にフィナンシャルサポーターとして協賛しました。
- ▶一般社団法人群馬ニュービジネス協議会等主催の「第5回群馬ベンチャーサミット」に後援しました。

高崎モーニングピッチ

たかしんは、「創業者やベンチャー企業などを応援し、高崎市における創業率の向上を目指すことにより、地域を活性化させていきたい」という思いから、高崎市、高崎商工会議所およびデロイトトーマツベンチャーサポート株式会社と連携し、平成27年度から「高崎モーニングピッチ」を開催しています。

「高崎モーニングピッチ」は、成長意欲の高い起業家等が自社の製品・サービス・技術・ノウハウ等に関するプレゼンテーションを毎回4名(社)が発表し、その可能性を見出してくれる参加者(公的団体、民間企業、金融機関、投資家等)との出会いを創出し、新たな取引や連携を促すことを目的としています。

「第15回高崎モーニングピッチ」は、高崎市産業創造館で令和2年2月5日に開催し、高崎経済大学地域政策学部 池田凌さんが「URANIWA 空き家を無くし、日本の消滅都市を救いたい!」(「たかしんビジネスプラン・コンテスト2019」最優秀賞)のプレゼンテーションを行いました。当日は97名の参加がありました。



高崎モーニングピッチ

「たかしんビジネスプラン・コンテスト2019」の開催

たかしんは、地域の未来を担う人材の育成と斬新なアイデアを新たなビジネスモデルとして活用し、地域の活性化に貢献することを目的に「たかしんビジネスプラン・コンテスト2019」を開催しました。

コンテストには、高崎市内の大学に在籍中の学生(個人またはグループ)から25件の応募があり、この中から第一次審査を通過した9組による最終審査(プレゼンテーション)を令和元年11月30日に開催しました。最優秀賞に、高崎経済大学地域政策学部 池田凌さんの「URANIWA 空き家を無くし、日本の消滅都市を救いたい!」、優秀賞に、育英短期大学現代コミュニケーション学科 宮下彩花さんの「枯れたお花が立役者!～高崎市から生まれる、優しい再生紙～」と高崎経済大学経済学部 石月浩さんの「後継者不足×大学生=無限大」が選ばれました。

たかしんは、今後も次代を担う人材の育成や地域活性化に積極的に取り組み、地域社会の持続的な発展に貢献します。



プレゼンテーション



表彰式

●成長・発展・経営改善の支援

本業支援(企業価値向上)の取組み

たかしんは、本業支援をお客さま企業の価値向上に資する取組みと認識し、売上向上や製品開発等に関連した支援を展開しています。

こうした本業支援に加え、たかしんは創業、販路開拓およびM&A等のソリューション提案の充実にも努めています。また、外部専門家や中小企業支援策を活用した支援にも取り組んでいます。

本業(企業価値の向上)支援先数および全取引先数に占める割合、本業支援先のうち、経営改善が見られた先数 **ベンチマーク** (単位:社、%)

	平成30年度			令和元年度		
	全取引先数①	本業支援先数②	②/①	全取引先数①	本業支援先数②	②/①
本業支援先数および全取引先数に占める割合	2,187	151	6.9	2,166	171	7.9
本業支援先のうち、経営改善が見られた先数	122			125		

ソリューション提案先数および融資額および全取引先数および融資額に占める割合 **ベンチマーク** (単位:社、億円、%)

	平成30年度			令和元年度		
	全取引先数①	ソリューション提案先②	②/①	全取引先数①	ソリューション提案先②	②/①
ソリューション提案先数および同先の全取引先数に占める割合	2,187	217	9.9	2,166	223	10.3
ソリューション提案先の融資残高および同先融資残高の全取引先の融資残高に占める割合	1,040	140	13.5	1,060	137	12.9

外部専門家を活用して本業支援を行った取引先数 **ベンチマーク** (単位:社)

平成30年度	令和元年度
127	143

取引先の本業支援に関連する中小企業支援策の活用を支援した先数 **ベンチマーク** (単位:社)

平成30年度	令和元年度
54	69

※認定支援機関による経営改善計画策定支援、各種補助金申請支援などを実施した先

▶たかしん1日巡回経営相談サービス

一般社団法人群馬県中小企業診断士協会との提携により、「たかしん1日巡回経営相談サービスI型」を実施し、令和元年度は130先のお客さまが利用しました。平成22年度から開始した本サービスは累計で841先に利用されています。

また、平成30年度からは、株式会社船井総合研究所との業務提携による専門家派遣サービス「たかしん1日巡回経営相談サービスII型」も実施しています。令和元年度は7先のお客さまが利用し、累計では19先のお客さまが利用されています。

たかしんは、これからも2つのサービスを併用しながら、ライフステージに応じたコンサルティングなど、取引先企業へ実効性の高いサポートの実現を目指していきます。

▶取引先企業の課題解決に向けた取組み

たかしんでは、事業者の皆さまが抱えるさまざまな課題に対して、共に向き合い、解決に向けた手法を考えるために「事業サポート相談」を実施しています。相談申込書により寄せられた内容に対し、一つひとつ丁寧に相談に応じ、課題解決に向けたサポートを行っています。令和元年度は403件の相談申込みがありました。

▶「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」個別相談会の開催

たかしんは、一般社団法人群馬県中小企業診断士協会および公益財団法人群馬県産業支援機構から相談員を招き、「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」個別相談会を平成31年4月4日、令和2年3月24日、25日に開催し、合計16先が参加しました。

▶人材採用・人材派遣サービスの紹介

たかしんは、「人材確保」に関するさまざまな課題を抱える中小企業をサポートするため、人材サービス会社3社(ヒューレックス株式会社、株式会社パソナ、パーソルホールディングス株式会社)と業務提携契約を締結し、令和2年2月26日より取引先企業へ「人材採用」や「人材派遣」サービスの紹介を行っています。



「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」個別相談会

成長をサポートするセミナー・講演会等の開催

- ▶ **たかしん新世紀クラブ講演会** (令和元年6月12日)
谷田昭吾氏 (ヘルスケアオンライン株式会社 代表取締役) を講師とした講演会「タニタで学んだ成功法則」を開催し、53名が参加しました。
- ▶ **高信経友会・たかしん新世紀クラブ合同講演会** (令和元年11月22日)
フリーキャスター・事業創造大学院大学客員教授の伊藤聡子氏を講師とした講演会、「地域から日本を変える! これからの企業のあり方」を開催し、58名が参加しました。
- ▶ **中小企業支援施策セミナー** (令和2年2月17日)
経済産業省関東経済産業局および群馬県産業経済部工業振興課から講師を招き、補助金や助成金など、令和2年度の国や県の中小企業支援施策に関するセミナーを開催し、47名が参加しました。



たかしん新世紀クラブ講演会



高信経友会・たかしん新世紀クラブ合同講演会



中小企業支援施策セミナー

企業の人材育成を支援

- ▶ **新入若手社員研修** (平成31年4月24日)
新入・若手社員を対象に、社会人としての基本知識の習得に加え、学生から社会人への意識改革をテーマに学びます。令和元年度は、39名が参加しました。



新入若手社員研修

貸付条件の変更を行っている企業の経営改善計画の進捗状況

たかしんでは、貸付条件の変更を行ったお客さまに対して、経営改善計画の策定支援や策定後のフォローも行っており、計画の進捗状況は次のとおりとなっています。

貸付条件の変更を行っている企業の経営改善計画の進捗状況 **ベンチマーク** (単位:社)

平成30年度					令和元年度				
条件変更総数	好調先	順調先	不調先	計画無の先	条件変更総数	好調先	順調先	不調先	計画無の先
351	6	57	15	273	244	2	32	20	190

経営改善支援

たかしんでは、令和元年度は136先のお客さまに対して、経営改善に向けた支援に取り組みました。そのほかのお客さまにも職員が適宜訪問し、経営支援に努めています。

経営改善支援の取り組み実績 (平成31年4月～令和2年3月) (単位:先)

	期初債務者数 A	うち経営改善支援取組先数 a	aのうち期末に債務者区分がランクアップした先数 b	aのうち期末に債務者区分が変化しなかった先数 c	aのうち再生計画を策定している先数 d	経営改善支援取組率 = a/A	ランクアップ率 = b/a	再生計画策定率 = d/a
正常先 ①	3,052	1	-	0	0	-	-	-
要注意先	448	100	7	85	52	22.3%	7.0%	52.0%
うちその他要注意先 ②	448	100	7	85	52	22.3%	7.0%	52.0%
うち要管理先 ③	39	10	1	8	6	25.6%	10.0%	60.0%
破綻懸念先 ④	95	25	1	22	13	26.3%	4.0%	52.0%
実質破綻先 ⑤	84	0	0	0	0	-	-	-
破綻先 ⑥	26	0	0	0	0	-	-	-
小計 (②～⑥の計)	692	135	9	115	71	19.5%	6.7%	52.6%
合計	3,744	136	9	115	71	3.6%	6.6%	52.2%

経営支援事例

B社の課題

B社の印刷業歴は長く、多種多様な印刷を行ってきましたが、通常の印刷需要が減少傾向にある中、最近では食品関連のパッケージ印刷をメインにしています。食品への異物混入防止対策など、パッケージにも食品と同様の品質向上が求められる現在、B社は気密性が高く、衛生面を強化した生産棟の新設や、「ものづくり補助金」を活用した組立箱自動製函機の導入により、取引先のニーズに応えてきました。

しかし、B社は「製造と営業の部門間連携が不十分であり、生産効率が悪いこと」「新規顧客開拓が進まないこと」といった課題に直面し、売上が伸び悩んでいました。

経営改善への取組み

たかしんはB社とともに経営改善計画を策定し、支援に取り組んできました。その中で、「顧客毎のニーズに応えたオリジナルパッケージを、企画から製造まで一貫対応できる」B社ならではの強みを活かし、新規顧客獲得および売上アップが実現する可能性を見出しました。

そこでたかしんは、経営課題の解決に定評のある株式会社船井総合研究所と連携した独自のサービスである「たかしん1日巡回経営相談サービスⅡ型」の利用を提案。同社専門家診断の結果、B社の技術的優位性を活用すれば、生産性向上と販売シェア拡大は実現可能と判断され、コストや納期の優位性を確保しながら、新規開拓営業の仕組構築を目指すプロジェクト策定に至りました。

B社の現在

プロジェクト策定後も、たかしんは船井総合研究所の専門家との連携により、B社主催のセミナー開催や工場見学、イベント出展を積極的に支援。その結果、大手企業からの新規受注や東京都を中心とした多くの企業と取引が始まり、売上は増加傾向にあります。

現在もたかしんはB社との定期的なモニタリングを通して計画の進捗確認を行い、アドバイスと経営改善支援に継続して取り組んでいます。

事業承継

中小企業・小規模事業者の経営者の高齢化が急速に進行し、さらに少子化の影響も重なり、事業後継者が見つからないという問題が顕在化しています。事業数種の減少は、雇用機会の喪失へとつながり、地域経済を停滞させる要因となりうることから、事業承継は喫緊の課題と言えます。

たかしんでは「事業承継ヒアリングシート」を活用し、質問に回答していただくことを通して、事業承継に向けた準備状況を確認し、未着手の場合には事業承継計画の策定支援を行うなど、早期の事業承継に向けたサポートをしています。

また、群馬県事業引継ぎ支援センターなどの専門機関との連携を強化し、国や地方公共団体等の事業承継支援制度を積極的に活用するなど、中小企業・小規模事業者の円滑な事業承継に向けて、さまざまな支援に取り組んでいます。

▶ 事業承継セミナー (令和元年11月6日)

中小企業基盤整備機構関東本部、群馬県事業引継ぎ支援センターおよび株式会社日本M&Aセンターから3名の講師を招き、「事業承継セミナー」を開催しました。セミナーでは経営者に「気づき」を促すために、各講師が事業承継の重要性やポイント等について、わかりやすく説明しました。当日は2部構成で、第1部では「親族承継」と「従業員承継」をテーマに37名が参加し、第2部では「第三者承継 (M&A)」をテーマに16名が参加しました。



事業承継セミナー

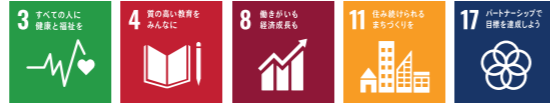
高崎商工会議所と協定締結

高崎信用金庫は、高崎商工会議所と「包括的連携・協力に関する協定書」を平成31年4月19日に締結しました。目的は、両者の人的・物的資源を活用し、地方創生、地域経済の活性化および地域の持続的発展に寄与することにあります。今後は、同会議所と地域に密着した営業活動を展開する当金庫が、企業支援や創業支援など、さまざまな分野で一層の連携・協力を図り、地方創生および地域活性化を推進します。



協定式

地域社会の一員として



たかしんでは、地域社会と密接に結びついた金融機関として、金融サービスや各種情報の提供を通じて、地域社会づくりに貢献することを企業の社会的責任（CSR）と位置付け、積極的に取り組んでいます。

一方、経済的貢献のみならず、環境、文化、教育、福祉、防犯などの面においても、広く地域社会の活性化につながる活動に取り組み、地域の皆さまとの強い絆とネットワークを形成し、地域社会の持続的発展に努めています。

●地域社会貢献活動

地域行事への参加・ボランティア活動

- ▶「全店一斉クリーンアップ活動」を実施。毎月1回、店舗の周辺地域を清掃。（4月11日～）
- ▶「第7回榛名山ヒルクライム in 高崎」に役職員44名が大会運営ボランティアとして参加。（5月18日、19日）
- ▶役職員による募金を、群馬県信用金庫協会を通じて上毛新聞社「愛の募金」に寄付。（6月13日）
- ▶献血運動に協力、役職員延べ112名が参加。（6月18日：62名、1月21日：50名）なお、たかしんの献血運動への積極的な取り組みが高く評価され、令和元年度群馬県献血功労者等表彰式において、厚生労働大臣表彰を受賞。
- ▶「第45回高崎まつり」に役職員309名が参加。「かき氷振る舞いイベント」も実施し、6,000人を超えるお客さまにかき氷を無料配布。（8月3日、4日）
- ▶「第29回ぐんまマラソン」に協賛。役職員41名がメイン会場でのスタート管理にボランティアとして参加。職員とその家族98名がランナーとして参加。（11月3日）

子育てを支援

- ▶群馬県の子育て支援事業ぐんまちよい得キッズパスポート事業「ぐーちよきパスポート」に協賛し、子育て支援金利を住宅ローン、自動車ローン、教育ローンに適用。

子育て支援金利適用実績（令和元年度）（金額単位：百万円）

	件数	金額
住宅ローン	7	158
自動車ローン	100	182
教育ローン	64	185



第7回榛名山ヒルクライム in 高崎



献血



第45回高崎まつり



第45回高崎まつり「かき氷振る舞いイベント」



第29回ぐんまマラソン

芸術・文化・教育の振興

- ▶本店ギャラリーで絵画展や書道展などの企画展を開催。（入場無料）
- ▶小学生を対象に第9回「夏休み子ども金融教室」を開催。小学生とその保護者合計80名が参加し、クイズでお金について学び、1億円の重さやお札の数え方、通帳オペレーションなどを体験。（8月1日）
- ▶青少年の健全育成を目的として、高崎市（公益財団法人 高崎財団）へ寄付。（3月5日）

地域の安全

- ▶地域の犯罪を抑止・防止し「明るく安全な街づくり」に向けて、全営業車（バイクも含む）に反射シートを装着し、地域防犯パトロールを実施。

振り込め詐欺等特殊詐欺被害未然防止への取り組み

- ▶上毛新聞社主催による「振り込め詐欺撲滅キャンペーン」に協賛し、紙面を通して巧妙化する特殊詐欺の手口などを紹介。
- ▶被害未然防止で本店営業部の職員が警察署から感謝状。
- ▶近年続出する「キャッシュカード手交型詐欺」などの特殊詐欺被害を防止するために、2カ月に1度の年金支給日に合わせ、全営業店での声掛けとともに、詐欺防止チラシなどを配布。
- ▶群馬県警提供の、著名人が出演する「特殊詐欺への注意喚起DVD」を、令和2年2月の年金受給日より各営業店のデジタルサイネージで放映開始し、以降の年金受給日と毎週月曜日・木曜日に放映中。

東日本大震災からの復興支援

- ▶各営業店の窓口で受け付けした「東日本大震災義援金」と「義援金箱」による義援金額の累計は10,825,686円。（令和2年3月末現在）

●お客さま満足度向上への取り組み

普通救命講習

- ▶各営業店に設置したAED（自動体外式除細動器）の効果的な使用方法を学ぶため、高崎市等広域消防局の協力のもと「普通救命講習」を実施し、役職員49名が参加。（9月17日）

「たかしん 運転免許自主返納者サポート定期預金」の取扱開始

- ▶運転免許証を自主返納した高齢者を対象に、金利を優遇した定期預金の取扱いを開始。（8月1日～）

認知症サポーター養成講座

- ▶認知症への正しい理解を促進する活動に継続して取り組み、認知症の人や家族を温かく見守り支援していくため、公益社団法人認知症の人と家族の会から講師を招き、「認知症サポーター養成講座」を開催。職員250名が受講。（7月19日、8月28日、9月11日）

景況レポートの発行：高崎市内の取引先企業約500社のご協力のもと、「たかしん 景況レポートWAVE」を四半期ごとに発行、高崎地区の景気動向として、地域の皆さまに提供しています。ホームページからもご覧いただけます。



第9回夏休み子ども金融教室



警察署から感謝状



高崎市へ寄付



普通救命講習

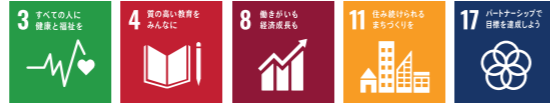
こうげきさんび 上野三碑普及推進事業への支援

ユネスコの「世界の記憶」に登録された上野三碑について、上野三碑普及推進会議による「上野三碑かるた」の作成など、その魅力を発信するさまざまな取り組みが官民一体で進められています。たかしんでは、のぼり旗の設置や役職員名刺への上野三碑ロゴマークの印刷など、地域の貴重な文化遺産のPRに積極的に取り組んでいます。



上野三碑かるた

相談業務



たかしんでは、お客さまのさまざまなご相談にお応えするため、土日も住宅ローンなどのご相談やお申し込みをしていただける「たかしん相談プラザ」の設置や年金などに関する各種相談会を開催しています。

●たかしん相談プラザ

住宅ローンなどの各種個人ローンのご相談・受付を平日は夜7時、土日は夕方5時まで承ります。

たかしん相談プラザ 営業のご案内

お取扱業務	●住宅ローン、自動車ローン、教育ローンなど各種個人ローンに関するご相談・受付 ●年金、資産運用に関するご相談
営業日	●平日および土・日曜日(12月31日～1月3日と祝日を除く)
営業時間	●平日 9:00～19:00 ●土・日曜日 10:00～17:00
住所	●高崎市貝沢町1283-1(たかしん貝沢支店内)
電話番号	●フリーダイヤル 0120-603-796



たかしん相談プラザ

●年金相談会

年金のことなら何でもお気軽にご相談ください。

「いつから、いくらぐらい、もらえるの?」「お給料をもらいながら、もらえるの?」「退職前後の諸手続きは?」「年金の受取り手続きは?」など、年金に精通した専門家(社会保険労務士)とたかしん年金担当がお一人様ごとに丁寧にお答えします。

年金相談会は毎月2～3回開催しています。開催スケジュールや参加予約などについては、たかしん地域サポート部年金担当(TEL:027-360-3457)までお気軽にお問い合わせください。

●税務相談会

年金受給者の方や医療費控除・住宅取得控除などの確定申告のご相談を承ります。

年金をお受取りのお客さまや医療費控除・住宅取得控除を受けられるお客さまの所得税の還付請求について、税理士が確定申告の書類作成などのご相談を承ります。

毎年2月中旬ごろ、本店営業部にて開催しています。

環境保全に向けて



「高崎信用金庫 環境方針」の制定

たかしんは、持続可能な社会の形成に向けて、環境への負荷の軽減に継続的に取り組むため、平成30年4月1日に制定した「高崎信用金庫 環境方針」に基づき、環境活動に取り組んでいます。

高崎信用金庫 環境方針

高崎信用金庫は、地球に優しく社会と融和した金融機関を目指し、以下のとおり取り組みます。

1. 事業活動を通じて、省エネルギーやリサイクルを推進し、環境負荷の低減を図ります。
2. 環境パフォーマンスの継続的改善を実行し、環境汚染の予防に努めます。
3. 環境に関連した法規制および協定等を遵守します。
4. 環境保全に役立つ金融商品および金融サービスの提供を通じて、地域の皆さまの環境保全活動を支援し、地域社会の環境改善に貢献します。
5. 環境方針を役職員および当金庫のために働くすべての人に周知徹底するとともに、一般に公開します。

環境負荷低減活動

環境関連の金融商品の開発・販売

「たかしんエコきゅあする(カードローン)」では、新規契約数に応じた金額を群馬緑化推進委員会の「緑の募金」に寄付。令和元年度契約分までの寄付金は544,100円。

クールビズ、ウォームビズ

節電の推進

- ・室温管理の徹底(冷房:原則28℃、暖房:原則20℃)
- ・常時使用していないエリアの消灯徹底
- ・トイレ便座や洗浄機の温熱機停止
- ・電気ポットや電気給湯器、冷蔵庫の使用台数を制限
- ・本部来客用エレベーターを1基停止
- ・パソコンやコピー機などOA機器使用後の消灯または省エネモードへの移行

二酸化炭素を排出しない

電気自動車の配備

- ・令和元年度末現在6台配備



電気自動車

営業車、職員の自動車のアイドリングストップの推進

環境に優しい通帳等の導入

総合口座、普通預金、定期預金、定期積金通帳には、製造過程にグリーン電力^{*1}を、印刷時に植物油インキとFSCミックス^{*2}の用紙を使用。



定期預金通帳

^{*1} 風力、太陽光、バイオマスなどの自然エネルギーや再生可能エネルギーによって発電された電力。

^{*2} 環境に配慮した適切な管理が行われていると認証された森林から製造された木材製品や紙製品。

現金封筒には、製造過程にグリーン電力を、印刷時に国産竹配合パルプ(竹紙)を使用。

お客さまへ粗品を進呈する際などに使用するサービス品袋の一部には、石油資源の節約とCO₂排出削減につながるサトウキビ由来の植物性プラスチックを使用。

働きやすい職場づくり



●ワーク・ライフ・バランス(仕事と家庭の両立支援)

たかしんは、女性とその職業生活において十分な能力を発揮できる環境を整備するとともに、男性も含めた全職員が次代の社会を担う子どもの育成に注力できる、職場と家庭を両立させる計画を推進しています。

次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」

平成17年4月に策定した同計画の第6期にあたる平成29年9月1日から令和2年3月31日にかけて、配偶者の出産休暇制度の取得率・取得日数の向上、「ノー残業デー」、「記念日休暇」制度の充実、ならびに土日祝日に1日の休みを組み合わせる「プラスワン休暇」制度を導入しました。

なお、たかしんは、同計画の目標を達成するなど一定の基準を満たしたことにより、群馬労働局から「次世代育成支援認定マーク(愛称:くるみん)」を平成25年、27年に取得しています。

女性活躍推進法に基づく「行動計画策定」・「えるぼし」認定を取得

平成27年に「女性活躍推進法」が施行され、たかしんは平成28年4月1日に女性活躍推進に向けた行動計画(3年計画)を策定しました。その行動計画が平成31年3月31日に期限を迎えたことから、平成31年4月1日を開始日とする第2回目の行動計画を策定しました。

また、これまでの取組みが評価され、所定項目で基準を満たしたことから、たかしんは令和元年7月31日に、厚生労働省から女性活躍推進に積極的な企業として、優良企業認定マーク「えるぼし」(2段階目)を取得しました。

女性活躍推進法に基づく行動計画

[期間]平成31年4月1日～令和4年3月31日(3年間)

目標:管理職(代理以上)に占める女性職員の割合を15.0%以上とする

取組:①女性職員を管理職へ積極的に登用する
②ジョブローテーション制度の効果的運用により、将来の管理職候補となる人材育成に取り組む

「第2回たかしんママサークル・子育て女性応援セミナー」の開催

群馬労働局との包括連携協定に基づき、高崎公共職業安定所(以下、ハローワークたかさき)と共催で、仕事と子育てを両立し、いきいきと暮らす女性のための環境づくりをサポートすることを目的とした「第2回たかしんママサークル・子育て女性応援セミナー」を令和元年10月25日に開催しました。セミナーは3部構成で、第1部は専門家による「子育て女性の健康のためのアドバイスとエクササイズ」、第2部はたかしん地域サポート部を講師に「お金の貯め方講座」、第3部はハローワークたかさきの個別相談会「お仕事相談」を行いました。当日は29名が参加しました。



業績のご報告

●業務活動の取組み

令和元年度は、「支援力・営業力の深化×進化(しんか)」「経営力・内部態勢の深化×進化(しんか)」「人材力・組織力の深化×進化(しんか)」を重点課題に掲げ、地域経済の発展に貢献するため、積極的な金融仲介機能の発揮と、創業・第二創業、経営改善、事業承継など、地域の中小企業支援に取り組んでまいりました。

そして、お客さまにとって、真の意味での経営改善につながる支援に努めるため、外部機関との連携を深めるとともに、お客さまの抱えるさまざまな課題解決へのお手伝いを実施してまいりました。

また、台風19号の被害発生や新型コロナウイルス感染症の影響拡大の際には、全営業店とたかしん相談プラザに資金繰り相談窓口をいち早く設置するなど、スピード感を持ってお客さまへの支援態勢充実に努めたほか、地方創生、地域経済の活性化ならびに地域の持続的な発展に寄与することを目的に、高崎商工会議所と「包括的連携・協力に関する協定書」を締結し、連携強化を図りました。

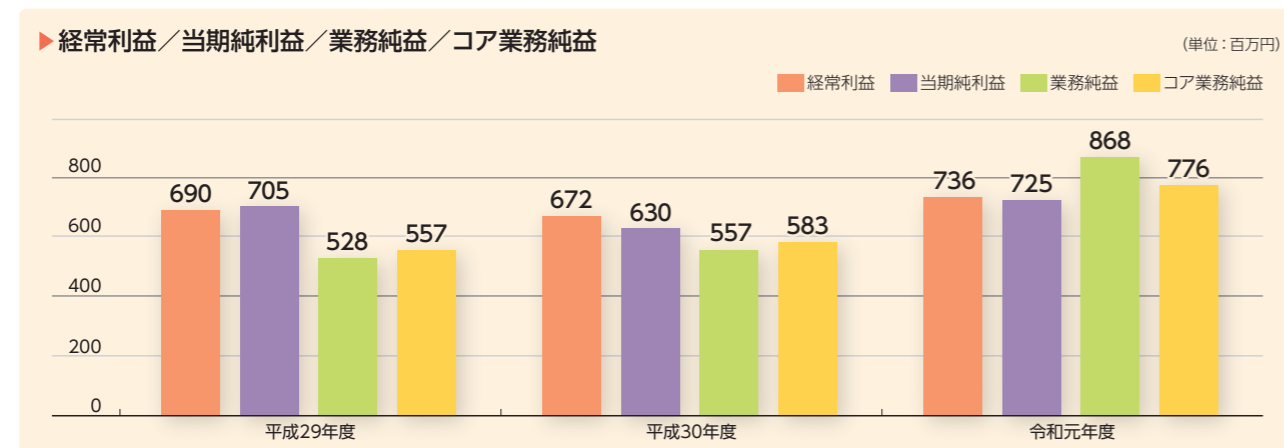
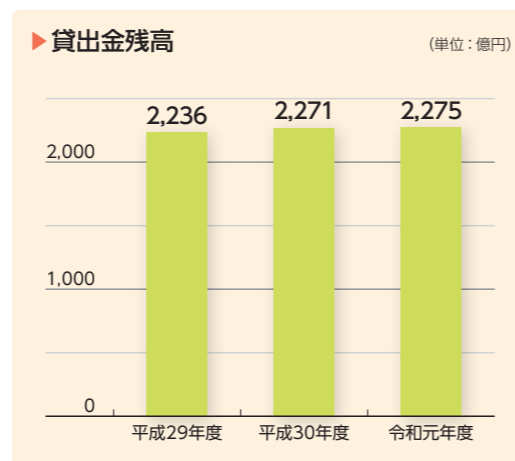
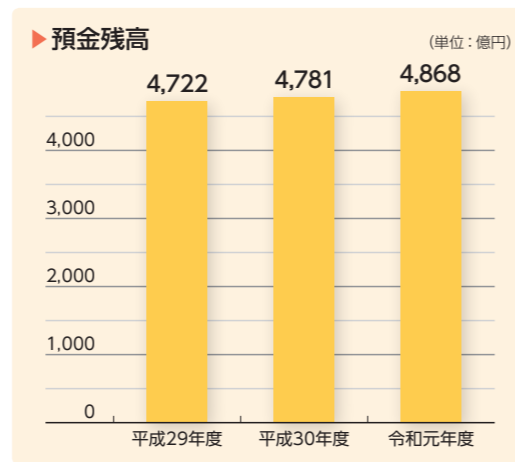
●預金・貸出金の状況

上記のような活動の結果、期末の預金残高は年間87億円増加(増加率1.82%)の4,868億円、貸出金残高は同4億円増加(増加率0.18%)の2,275億円となりました。

●損益の状況

損益面では、不良債権処理に係るコストの増加等があったものの、有価証券利息配当金の増加等が寄与し、経常利益は7億36百万円(前期比63百万円増加)、当期純利益は7億25百万円(同比95百万円増加)となりました。

また、業務純益については、8億68百万円、本来の業務活動の利益であるコア業務純益は7億76百万円となりました。



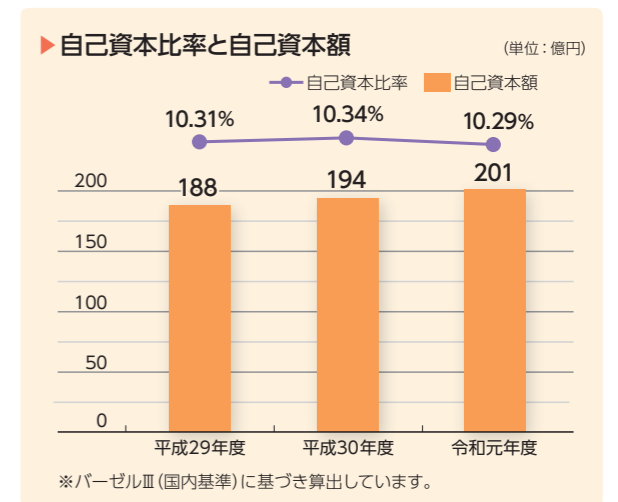
●自己資本比率の状況

自己資本比率は、前期と比べ0.05ポイント低下し、10.29%となりました。

自己資本比率とは、経営の健全性・安全性を示す重要な指標の一つです。

自己資本比率は、損失が発生する可能性のある資産総額(リスク・アセット等)に対し、出資金や内部留保などの自己資本額が占める割合(比率)を示しています。

たかしんの自己資本比率は、信用金庫に求められている国内基準4%を大きく上回っており、健全性において全く問題のない水準となっています。

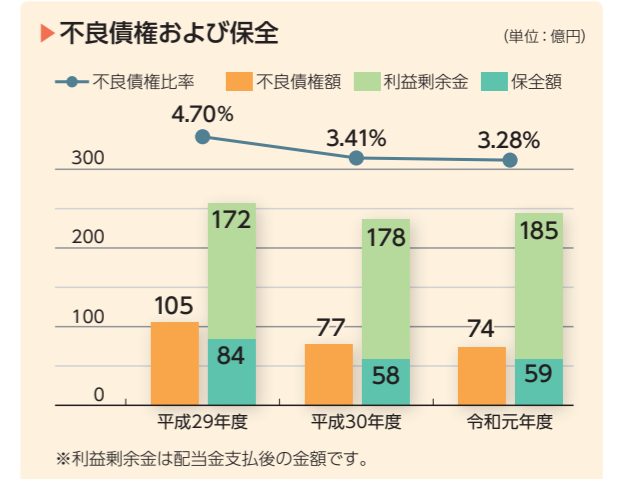


●不良債権および保全の状況

たかしんでは、経営の健全性を維持確保するため、厳正な基準を定め、保有資産を個別に精査する「資産自己査定」を毎年行い、それぞれの資産の健全性に応じた適正な償却・引当を実施しています。

金融再生法上の不良債権比率は、前期と比べ0.13ポイント改善し、3.28%となりました。なお、これらの債権は、担保・保証等による回収見込額と貸倒引当金からなる保全額によって十分カバーされています。

また、保全額に加え内部留保である利益剰余金は185億円あり、不良債権に対する備えは万全です。



事業の展望および対処すべき課題

令和2年度は、「地域密着型金融・課題解決型金融」をさらに深めて発展させ、地域経済の活性化や地域のお客さまのお役に立つ取組みを今まで以上に強化してまいります。特に、新型コロナウイルス感染症の影響により経済環境が不透明である今こそ、地域金融機関としての使命を果たす時であると考えており、地域の皆さまに対する金融支援に積極的に取り組んでまいります。さらに、お客さま、地域の方々の信頼や期待に応えられる人材の育成とノウハウの向上を図り、外部専門家や外部機関との連携を一層強めてまいります。

また、コンプライアンス態勢やさまざまなリスクに対する管理態勢の充実を図り、安心できる金融機関として、地域のお客さまからの信頼をさらに高めてまいります。そして、地域に根ざしたお客さま本位の営業姿勢の徹底とお客さま目線に立った利用者利便性の向上に努めるとともに、環境、文化、福祉といった地域の皆さまのお役に立つ活動についても、これまで以上に取り組んでまいります。

これらの取組みを通じて、地域社会、地域経済の持続的な発展に貢献し、地域に寄り添い、地域で最も信頼される金融機関を目指してまいります。

経営管理体制

●総代会制度について

信用金庫は、相互扶助の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しています。

この総代会は、決算に関する事項、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

また、当金庫では、総代会に限らず、日常の業務活動においても、総代や会員とのコミュニケーションを大切に、さまざまな取組みを進めています。

●総代とその選任方法

(1) 総代の任期・定数

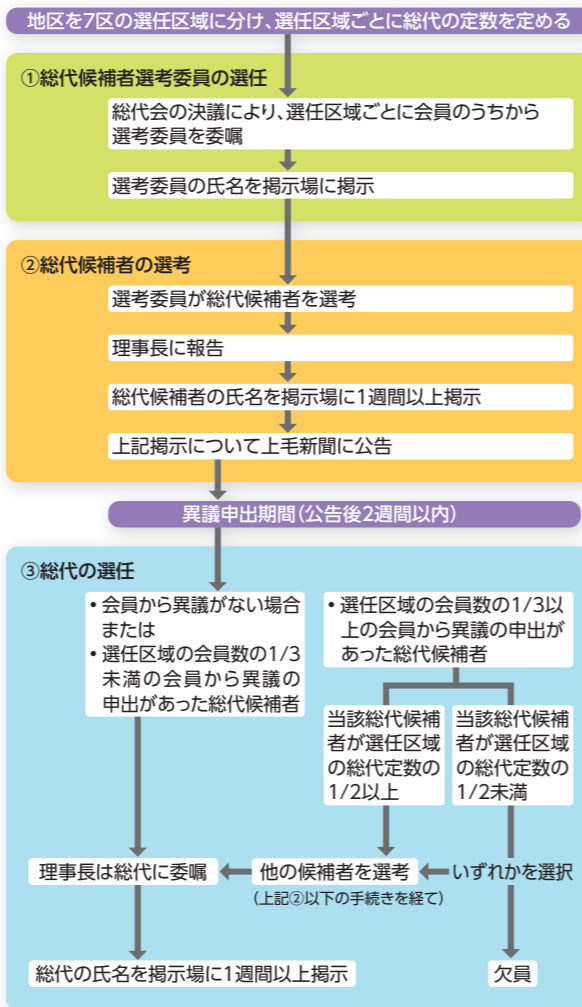
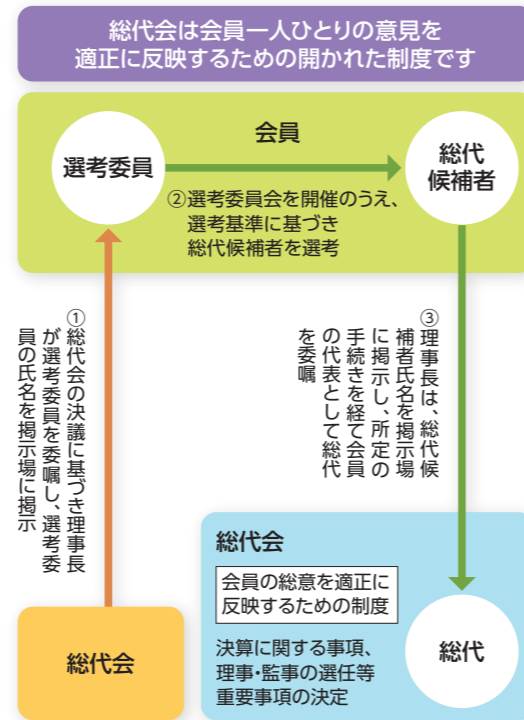
- 総代の任期は3年です。
 - 総代の定数は、120人以内で、会員数に応じて選任区域ごとに定められております。
- なお、令和2年3月31日現在の総代数は114人です。

(2) 総代の選任方法

- 総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っています。
- そこで総代の選考は、下記の総代候補者選考基準に基づき、次の手続きを経て選任されます。
- ① 総代会の決議により会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
 - ② 選考委員会を開催のうえ、総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
 - ③ 総代候補者の氏名を掲示場に掲示しかつ上毛新聞紙上で掲示場に掲示してある旨公告する。
 - ④ その総代候補者を会員が信任する。
(異議があれば申し立てる)

総代候補者選考基準

- ① 資格要件
 - ・ 当金庫の会員である者
 - ・ 就任時点で満80歳を超えない者(ただし平成31年の任期満了時点で総代である者については適用しない)
- ② 適格要件
 - ・ 総代としてふさわしい見識を有している者
 - ・ 良識をもって正しい判断ができる者
 - ・ 人格にすぐれ、金庫の理念・使命を十分理解している者
 - ・ その他総代選考委員が適格と認めた者



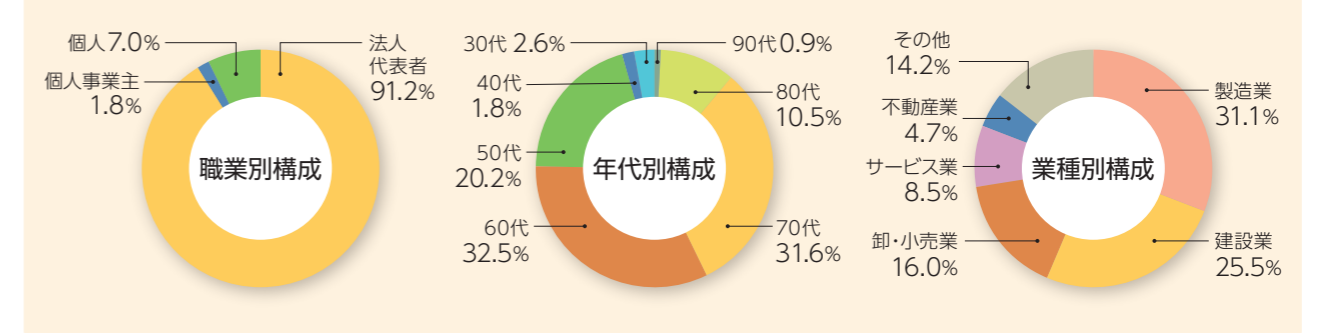
●総代ご芳名等

令和2年3月31日現在(五十音順、敬称略)

選任区域	会員数	総代ご芳名(計114人)	地域名
第1区 (定数18人以内)	4,253人	新井越雄① 齋藤 弘⑦ 末村 敬也④ 廣田智明⑨ 松本 弘④ 新井政信⑤ 佐藤純司⑧ 曾根雅之⑦ 深澤 将⑫ 山崎松恵⑩ 嶋田幸久① 武石民夫⑦ 町田一明⑦ 川崎隆一郎③ 清水一希④ 堤 文男② 松田 純③	栄町 北双葉町 双葉町 岩押町 東町 江木町 高岡町 中居町 上中居町 下中居町 上大類町 宿大類町 南大類町 中大類町 下大類町 矢中町 柴崎町 東中里町 栗崎町 綿貫町 元島名町 矢島町 西島町 京目町 大沢町 萩原町 島野町 西横手町 宿横手町 上滝町 下滝町 中島町 下高田町 佐波郡 伊勢崎市
第2区 (定数14人以内)	3,209人	四十山満紀① 小山慎一① 竹中 隆⑧ 山下邦夫⑬ 江原正弘② 佐藤秋二⑩ 寺本欣一治⑦ 六角敏三② 川崎正靖② 高橋永一② 真下勝夫② 栗本靖彦④ 田口恵一② 山口正敏⑬	新紺屋町 田町 元紺屋町 白銀町 通町 真町 旭町 砂賀町 八島町 和田多中町 嘉多町 堰代町 柳川町 高松町 宮元町 常盤町 羅漢町 寄合町 中紺屋町 鞘町 連雀町 あら町 檜物町 銀冶町 下横町 新田町 鶴見町 南町 若松町 亀見町 和田町 下和田町 新後閑町 上佐野町 下佐野町 下之城町 宮原町 倉賀野町 台新田町 岩鼻町 八幡原町 佐野窪町
第3区 (定数15人以内)	3,484人	有賀 明⑦ 小林禪男③ 澁谷朋子② 宮澤 伸① 井上幸己① 小林 均① 富田博己① 宮野守一① 岩井 真② 佐藤誠一② 藤井行雄② 森本純生⑦ 大山寛樹⑥ 佐藤信行④ 松本源治⑦	鼻高町 乗附町 八千代町 片岡町 聖石町 石原町 寺尾町 根小屋町 山名町 阿久津町 木部町 城山町 吉井町 藤岡町 富岡町 甘栗郡 埼玉県本庄市 埼玉県児玉郡上里町
第4区 (定数21人以内)	4,967人	岩佐登志夫⑧ 高橋基治⑫ 内藤賢治③ 林 進 ⑦ 横田 衛② 上野悠紀恵⑥ 立見壽士⑦ 内藤賢治③ 南 篤 ④ 金井 功⑦ 堤 謙治⑤ 西澤 茂⑪ 宮田定吉① 清水武義⑪ 東野道徳⑥ 馬場万亀彦④ 山岸良一④	上並榎町 筑縄町 下小嶋町 上小嶋町 我峰町 沖町 菊地町 南新波町 北新波町 下小嶋町 上小嶋町 浜川町 桑間町 行方町 箕郷町 足門町 井出町 後定岡町 金古町 北原町 菅合町 塚田町 稲荷台町 中泉町 中里町 西園分町 東園分町 引間町 冷水町 福島町 保渡田町 三ツ寺町 棟高町 北群馬郡 渋川市
第5区 (定数17人以内)	4,026人	相川重幸⑤ 清水 威④ 富澤太郎② 牧野茂実⑦ 山中則彦⑦ 織茂好明⑧ 滝澤政吉② 中島知紀② 松倉栄一① 提箸康裕① 田中栄司② 中村広昭② 松脇盛人⑦ 佐藤真一② 戸塚宣敏④ 羽鳥武久⑨ 山田康夫①	下豊岡町 中豊岡町 上豊岡町 北久保町 藤塚町 八幡町 剣崎町 金井淵町 町屋町 下大島町 若田町 上大島町 上里見町 上室田町 神戸町 下里見町 下室田町 十文字町 白岩町 高浜町 中里見町 中室田町 榛名山町 榛名山町 本郷町 三ツ子沢町 宮沢町 倉沢町 安中市
第6区 (定数16人以内)	3,616人	有田喜一⑧ 小林正明④ 野口浩康① 本木孝雄⑪ 梶川真嗣⑥ 白石安弘③ 深野清一⑦ 本島久仁倫② 桑原大介② 関崎晴五③ 堀江 茂⑤ 吉瀨貴之② 小池一正② 武井憲一⑦ 茂木俊宏④ 吉本賢二②	本町 四ツ屋町 赤坂町 相生町 成田町 請地町 住吉町 台町 上和田町 歌川町 並榎町 九蔵町 北通町 弓町 樽町 山田町 高砂町 末広町 昭和町 大橋町 飯塚町 間屋町 間屋町西 浜尻町 大八木町 小八木町 井野町 中尾町 正観寺町 緑町
第7区 (定数19人以内)	4,565人	池田俊行② 片桐 保⑧ 齋藤達雄② 茶野栄一② 丸橋利朗⑦ 大植保則① 木村清高② 坂原世紀雄③ 名倉隆夫④ 大橋進一② 木暮一広② 洲崎勝彦⑥ 林 克典③ 笠原啓輔⑥ 小島秀薫② 鈴木宏子⑥ 細野哲司⑤	芝塚町 飯玉町 稲荷町 日光町 天神町 貝沢町 東貝沢町 新保町 新保田中町 日高町 前橋市

※丸数字は総代の就任回数です。

▶ 総代の属性別構成比



※業種別構成は、法人代表者、個人事業主の比率です。

●総代会

第76期 通常総代会の決議事項

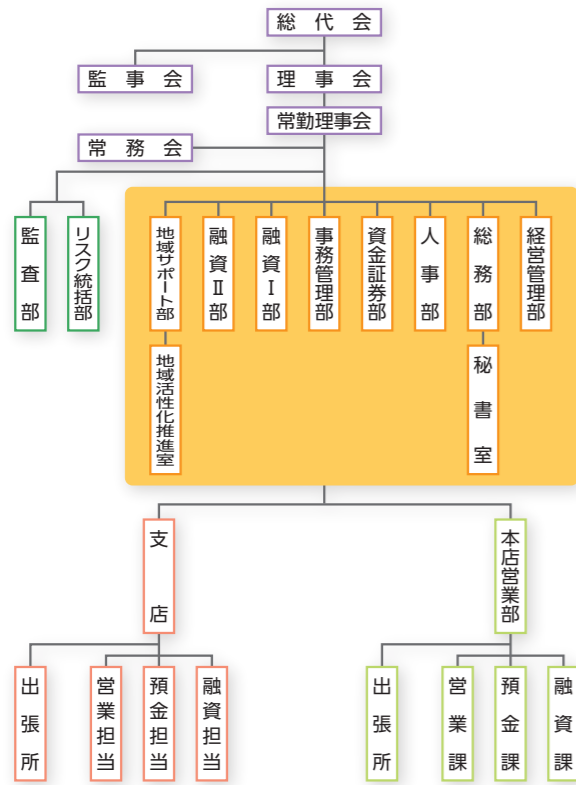
- 令和2年6月26日開催の第76期通常総代会において、下記のとおり報告並びに決議され、それぞれ原案のとおり承認可決されました
- 報告事項 第76期(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)業務報告、貸借対照表及び損益計算書の内容報告の件
- 決議事項 第1号議案 第76期剰余金処分案承認の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 定款第15条に基づく所在不明会員除名の件
第4号議案 理事全員任期満了に伴う選任の件
第5号議案 監事全員任期満了に伴う選任の件
第6号議案 退任理事及び退任監事に対する退職慰労金贈呈の件

経営管理体制

●当金庫の組織

(令和2年7月1日現在)

高崎信用金庫組織図



●役員一覧

(令和2年7月1日現在)

- 理事長 (代表理事) 新井 久男
- 専務理事 (代表理事) 片山 政明 (融資Ⅰ部・融資Ⅱ部担当)
- 常務理事 (代表理事) 馬場 克美 (経営管理部・監査部担当)
- 常勤理事 篠原 秀夫 (リスク統括部長)
- 常勤理事 碓井 浩彦 (総務部長 兼務 人事部長)
- 常勤理事 山田 博文 (地域サポート部長・事務管理部担当)
- 常勤理事 吉原 義雄 (資金証券部長)
- 理事 生方 政文
- 理事 松本 修平
- 理事 串田 紀之
- 常勤監事 深野 誠寿
- 員外監事 林 章
- 監事 井上 雅行

※1 理事 松本修平、串田紀之は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。
 ※2 監事 林章は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

内部管理態勢

●内部管理方針

たかしんでは以下のとおり、信用金庫法施行規則第23条の各項に対応する内容として、内部管理方針の各項目を策定しています。

内部管理方針

1. 目的
当金庫の業務の健全性・適切性を確保するため、内部の統制方針を明確化することを目的に制定する。
2. 内部管理項目
 - (1) 法令等遵守体制
 - ① 当金庫が掲げる企業倫理方針である「高崎信用金庫行動綱領」を具現化するため、「法令等遵守方針」を制定し、具体的な手引書としてコンプライアンス・マニュアルを策定し、具体的実践計画をコンプライアンス・プログラムに定める。
 - ② コンプライアンス活動を総合的に把握、管理しコンプライアンスの徹底を図るため、コンプライアンス委員会を設置する。また、コンプライアンスの統括管理を行う部署としてリスク統括部を設置するほか、本部各部および営業店全店にコンプライアンス・オフィサーを置く。
 - ③ 不正行為等の早期発見と是正を行うために、公益通報制度であるコンプライアンス・ホットライン制度を設け、内部通報窓口をコンプライアンス委員長およびリスク統括部長、外部通報窓口を委託弁護士とする。リスク統括部は法令等遵守体制を一元管理し、事業活動における法令・企業倫理・庫内規則等の遵守を確保する。
 - (2) 議事録の保存・管理・閲覧
 - ① 理事の職務の執行状況に関する情報については、各会議程に基づき議事録および稟議書等を作成する。これらの文書については、理事および監事が常時閲覧できるよう保存・管理する。
 - ② 当金庫の役職員は、「文書管理規程」等の規定に基づき、必要な情報を適切に保存・管理する。
 - (3) リスク管理規程と体制の整備
 - ① 適正な統一的リスク管理を実現するため、「総合リスク管理規程」をリスク管理の基本規程として策定し、リスクカテゴリーごとに管理規程等を策定する。
 - ② 当金庫全体のリスクを統一的に管理する部門（総合的リスク管理部門）およびリスクカテゴリーごとの主管部門を定め、リスク管理の実効性を確保する。
 - ③ 総合的リスク管理部門は、当金庫におけるリスクの状況を総合リスク管理委員会に報告する。
 - (4) 効率的な職務執行を行う体制
 - ① 理事会は、理事の職務が効率的に行われることを確保するために、理事会規程等の経営に関する基本規程等を定め、意思決定を円滑に進める体制を確保する。
 - ② 理事会は、業務運営規程等を定め、効率的な職務遂行を実践する。
 - ③ 理事会は、当金庫の業務執行に関する重要事項を決定するとともに、より具体的な対応は常勤理事会において議論を行い、その審議を経て執行決定を行う。
 - (5) 監事の職務を補助すべき職員配置とその職員の理事からの独立性およびその職員に対する指示の実効性の確保
 - ① 監事はその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合は、業務を十分検証できる能力を有するものを配置し、当該職員の人事異動および考課等の人事権に係る事項や当該職員の懲戒処分等の決定については、予め監事に同意を求めることとする。
 - ② 監事の職務を補助すべき職員に対する業務遂行上の指示命令権は、監事に移譲されるものとし、理事の指揮命令を受けないものとする旨を業務運営規程に定める。
 - (6) 監事への報告体制
 - ① 理事および職員は、当金庫に著しい損害を及ぼすおそれのある事項、当金庫に重大な影響を及ぼす事項について、速やかに監事に報告を行う。
 - ② 監事は、理事および職員に対して、監査に必要な事項の報告を求めることができるものとする。
 - ③ 監事への報告を行った者が当該報告をしたことを理由として、不利な取扱い（人事異動や考課等の人事権に係る事項のほか、嫌がらせの言動などの報復措置等の一切を含む）を行うことを禁止し、これを公益通報者保護規程に定めようとして当該規程の内容を当金庫の役職員に周知する。
 - ④ 監事への報告を行った者の職場環境が悪化しないよう適切な措置を講じる。
 - ⑤ 公益通報者保護規程において、監事への報告については、その報告を行った者の個人情報およびその報告内容を開示してはならない旨を規定する。
 - ⑥ 監事への報告を行った者に対して不利な取扱いを行った者がいた場合には、公益通報者保護規程や就業規則等に則り厳格な処分を行う。
 - (7) 監査費用の前払いや償還
 - ① 監事が監査費用の前払いや償還に係る請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務がその職務の執行に必要なと認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
 - ② 不祥事発生時等において、監事が外部の専門家（弁護士、公認会計士等）を利用することを請求した場合、当該請求がその職務の執行に必要なと認められる場合を除き、その費用を負担する。
 - (8) 監事監査が実効的に行われる体制

監事は、重要な意思決定の過程および業務執行状況を把握するため、理事会、常勤理事会およびその他の重要な委員会等に出席することができるほか、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な書類を閲覧し、理事または職員に対しその説明を求めることができる。

コーポレート・ガバナンス

総代会
総代会は、決算に関する事項、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。
総代会は、会員の総意を反映させるための制度です。通常総代会は、年1回、毎年6月に開催しています。

監事会
監事会は、員外監事（信用金庫法第32条第5項）を含む監事全員で構成され、法令、定款、監事会規程に基づいて運営しています。
各監事は、監事会で策定された監事監査方針および監事監査計画に基づいて、理事会をはじめ重要な会議に出席し、業務および財産の状況調査などを通じて、理事の職務執行を監査しています。
監事会は、原則として毎月1回開催しています。

理事会
理事会は、理事全員で構成され、当金庫の業務執行に関する重要事項を決定するとともに、理事の職務の執行を監督します。
理事会は、法令または定款の規程のほか、理事会規程に基づいて運営しています。
理事会は、原則として毎月1回開催しています。

常勤理事会
常勤理事会は、常勤理事および執行役員で構成され、理事会の決議した方針に基づいて、経営上の方針や経営に関する重要事項を協議するとともに、当金庫の業務全般の監理・統轄を行っています。
常勤理事会は、原則として毎月1回以上開催しています。

総合リスク管理委員会
総合リスク管理委員会は、常勤理事会を構成するメンバーおよびリスク統括部長で構成され、リスク管理に関する重要事項および経営に係る事項について協議しています。
総合リスク管理委員会は、毎月1回定例開催しているほか、必要に応じて随時開催しており、ALMに関する事項も協議しています。

コンプライアンス委員会
コンプライアンス委員会は、委員長をリスク統括部担当理事とし、経営管理部長、監査部長、総務部長、人事部長、事務管理部長、リスク統括部長で構成され、コンプライアンスおよび顧客保護等に係る重要な施策運営について協議しています。
コンプライアンス委員会は、四半期に1回定例開催しているほか、必要に応じて随時開催しています。

● リスク管理強化への取組み—主なリスク管理

統合的リスク管理態勢

多様化・複雑化する金融業務を適正に運営するため、さまざまなリスクを正確に把握・分析し、適切に管理することに努めています。

当金庫では、「統合的リスク管理方針」に基づき、リスクを統合的に管理しており、「総合リスク管理委員会」を設置し、管理・運営を行っています。

外部監査・監事監査

当金庫は信用金庫法に基づき、会計監査人（あずさ監査法人）の監査を受けています。

また、監事による監査機能を強化するとともに、信用金庫法に基づき常勤監事、員外監事を定めています。

各リスク管理の概要

信用リスク管理

信用リスクとは、ご融資先や信用供与先（発行体等）の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少あるいは消滅し、当金庫が損失を被るリスクのことです。

当金庫では「信用リスク管理方針」を踏まえ、与信取引および市場取引に係る信用リスクを適切に把握し、適切な管理を行うことにより資産の健全性を維持・確保することを目的とし、適切なポートフォリオ管理等に反映させることを基本方針としています。

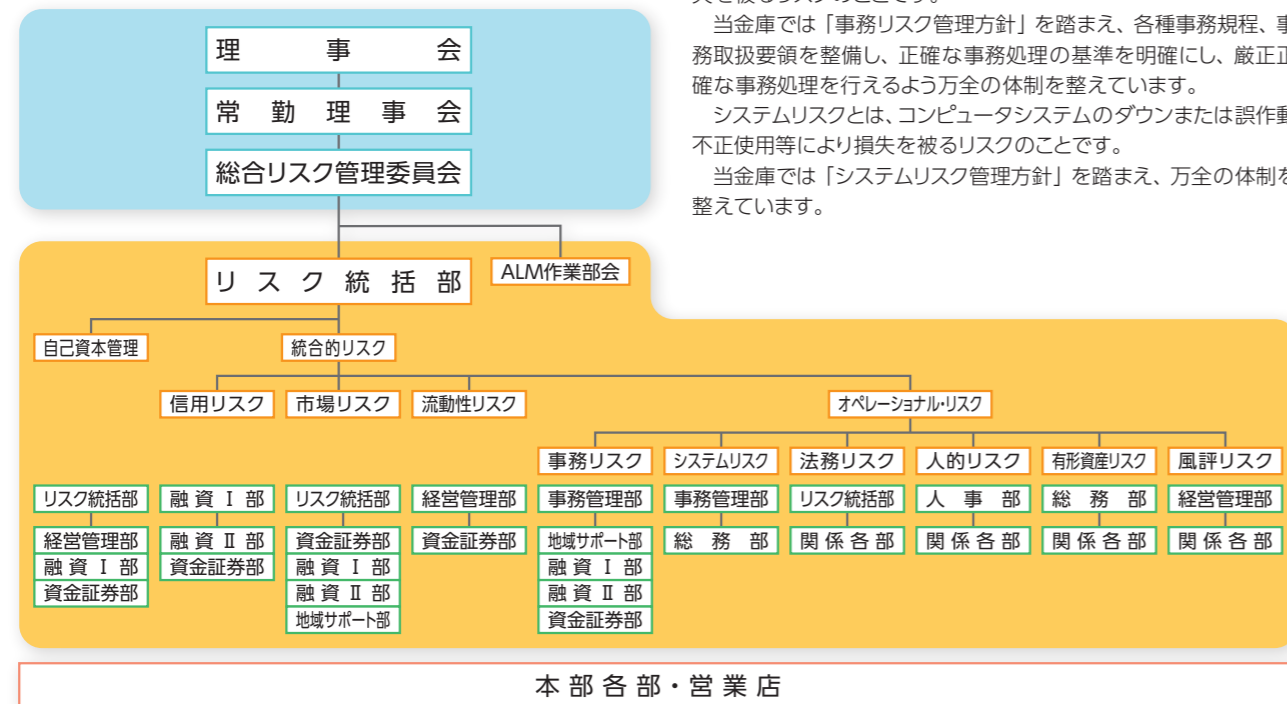
また、「資産自己査定基準」および「償却・引当基準に関する規程」に基づき、厳正に「資産の自己査定」を行い、資産の健全性確保を図っています。

市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株価等のさまざまな市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産の価値が変動し、損失を被るリスクのことです。

当金庫では「市場リスク管理方針」を踏まえ、市場取引に係るリスクを適切に把握し、これを当金庫として取り得る許容範囲に収めるとともに、リスクの管理と配分による適正な収益の確保を目的としています。

▶ リスク管理に関する体系図



また、当金庫の行う市場取引の規模・特性に即したリスク管理を行うことを基本方針とし、資金の調達と運用の管理を行っています。

流動性リスク管理

流動性リスクとは、市場の混乱等により取引ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）、および運用と調達のミスマッチや予期せぬ資金の流失により、資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより被害を被るリスク（資金繰りリスク）のことです。

当金庫では「流動性リスク管理方針」を踏まえ、市場流動性の状況を適切に把握し、安定的な資金繰り体制を目指すことを基本方針とし、資金繰りの管理を行っています。また、資金運用において常時適正な流動資産を確保し、不測の事態に備えています。

オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、金融機関の内部管理体制の不備や災害等の外生的事象により損失を被るリスクのことです。

当金庫では、お客さまに安心してお取引いただくために、「事務リスク」と「システムリスク」については、特に重要度の高いリスクとして管理しています。

事務リスクとは、事務処理におけるミスや事故、不正等により損失を被るリスクのことです。

当金庫では「事務リスク管理方針」を踏まえ、各種事務規程、事務取扱要領を整備し、正確な事務処理の基準を明確にし、厳正正確な事務処理を行えるよう万全の体制を整えています。

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンまたは誤作動、不正使用等により損失を被るリスクのことです。

当金庫では「システムリスク管理方針」を踏まえ、万全の体制を整えています。

● コンプライアンス（法令等遵守）への取組み

たかしんでは、内部管理方針に基づき、法令等遵守（コンプライアンス）に係る基本方針である「法令等遵守方針」を定めています。

地域金融機関としての社会的責任と公共的使命を自覚し、企業倫理の高揚と遵法精神のもと、業務の適切かつ健全な運営に努めており、コンプライアンスの徹底を経営の最重要課題の一つとしています。

法令等遵守方針

- 当金庫は、法令等遵守を経営の重点課題とし、信用金庫の社会的責任と公共的使命を基本とした企業倫理を構築し、その徹底を図る。
- あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会規範に決して反することのない、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。

たかしんでは、コンプライアンス推進活動など、コンプライアンスに関する実践計画を「コンプライアンス・プログラム」として策定し、プログラムに沿って研修や態勢整備を進めています。

令和元年度 コンプライアンス・プログラム

当金庫に対する信頼を維持し、業務の適切性および健全性確保のため、役職員は法令等遵守の徹底が基本的かつ重要な事項であることを認識し、業務全般における法令等遵守の徹底に向けて態勢の強化を図る。

また、「顧客本位の業務運営」に基づき、誠実な業務活動に努め、苦情防止に向けた継続的な取組みの強化を図る。

- 不祥事件未然防止に関する態勢の強化
- マナー・ローディング及びテロ資金供与対策の強化
- 苦情防止に向けた取組強化
- 反社会的勢力に対応する態勢の強化

● 反社会的勢力に対する態勢

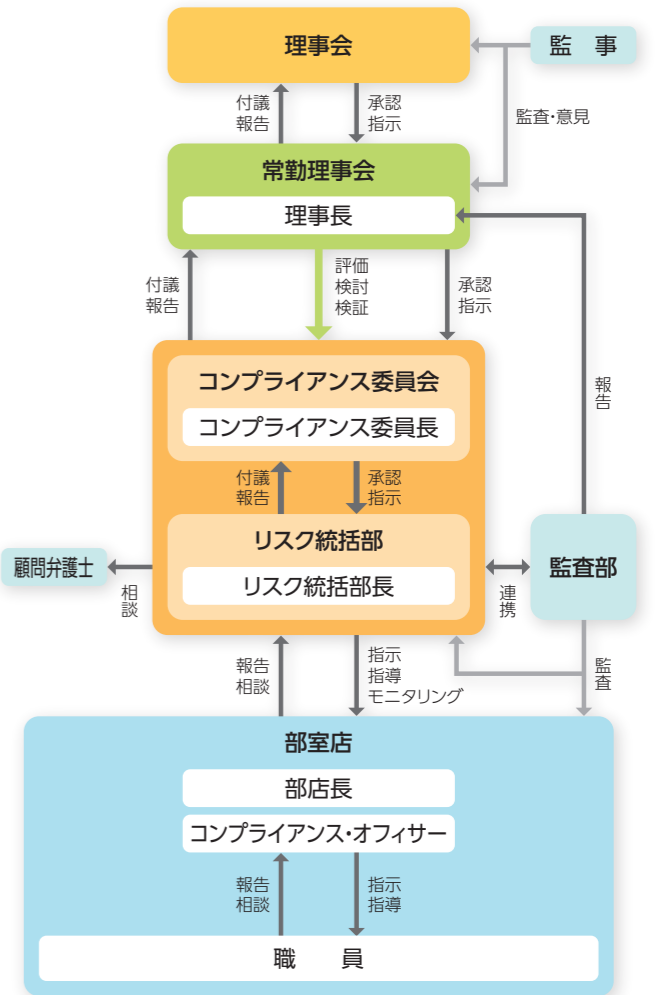
たかしんでは、反社会的勢力との関係を断固として遮断し排除していくことが、公共的使命を持つ金融機関にとって、社会の信頼と、業務の適切性、健全性の維持のために不可欠であることを十分認識し、「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、遵守しています。

反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を断固として遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

- 取引を含めた関係遮断
反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
- 組織としての対応
反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
- 外部専門機関との連携
反社会的勢力による不当要求に備えて平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
- 有事における民事と刑事の法的対応
反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。
- 不適切な取引等の禁止
反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与は行いません。

▶ コンプライアンス体制図



●顧客保護等への取組み

たかしんでは、経営方針に則り、顧客保護の観点から「顧客保護等管理方針」を定め、「顧客本位の業務運営」に基づき、誠実な業務活動を行っています。

顧客保護等管理方針

1. 顧客との取引に際しては、法令等に従って金融商品の説明および情報提供を適切かつ十分に行う。
2. 顧客からの相談または苦情等については、誠意を持って対応し、適切かつ十分に取り扱う。
3. 顧客に関する情報については、法令等に従って適切に取得し、安全に管理する。
4. 顧客との業務に関連して、業務を外部委託することについては、顧客の情報その他顧客の利益を守るため、適切に外部委託先を管理する。
5. 顧客との取引に際しては、顧客の利益を保護するため、利益相反のおそれのある取引を適切に管理する。

お客さまへの説明態勢

お取引や商品に関するお客さまへの説明と情報提供を適切かつ十分に行うため、各業務ごとの「顧客説明管理マニュアル」に基づく活動を徹底しています。預金・貸出金のほか、投資信託や個人年金保険などのリスク性商品については、金融商品販売法に基づいた「金融商品に係る勧誘方針」に則り、適切な対応を徹底しています。

お客さま情報の管理態勢

お客さまに関する情報は最重要の資産であると考え、「情報資産保護に関する基本方針（セキュリティポリシー）」を定め、厳格に管理しています。また、個人情報保護法に基づき、「個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）」を制定しています。なお、「個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）」の詳しい内容につきましては、当金庫のホームページまたは店頭の掲示ポスターをご覧ください。

外部委託管理態勢

当金庫の業務を外部業者に委託する場合にも、お客さまの情報やお客さまへの対応が適切に行われるよう、外部委託先の選定および監督等について定めた「外部委託事務取扱要領」に則り、外部委託先の管理、検証を行っています。

利益相反管理態勢

当金庫では、お客さまとの取引において、利益相反のおそれのある取引を適切に管理することにより、お客さまの利益を保護することを目的として「利益相反管理要領」を制定しています。

振り込め詐欺などの金融犯罪に対する取組み

当金庫では、お客さまに安心してお取引いただけるよう、振り込め詐欺などの金融犯罪からお客さまの大切な財産をお守りするため、窓口やATMコーナーでの積極的な声掛けや地元警察署との連携強化など、さまざまな取組みを実施しています。

- ・お客さまへの積極的なお声掛け
- ・特殊詐欺被害未然防止を呼び掛けるチラシの配布
- ・特殊詐欺被害未然防止に向けた、デジタルサイネージによる注意喚起DVDの放映

お客さまへのサポート態勢

当金庫では、顧客保護の観点から金融商品・サービスへのお客さまの信頼性を確保するため、お客さまからの相談、苦情、紛争等については、金融ADR制度も踏まえ、適切な対応を徹底しています。

●お客さまからのご相談、ご要望、苦情などへの対応

・お客さまからのご相談、ご要望、苦情などに迅速かつ適切に対応するため、「お客さま相談窓口」を設置しています。

高崎信用金庫「お客さま相談窓口」
 電話 027-360-3456
 フリーダイヤル 0120-666-456 (県外からはご利用いただけません)
 FAX 027-364-6639
 Eメール compliance@takashin-net.co.jp

※電話およびフリーダイヤルの受付時間 当金庫営業日の9:00～17:30

●金融ADR制度（裁判外紛争解決制度）への対応

【苦情処理措置】
 ・当金庫は、お客さまからの苦情のお申し出に公正かつ確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ等で公表しています。

・苦情は、営業店または上記の「お客さま相談窓口」にお申し出ください。
 ※営業店の電話受付時間 当金庫営業日の 9:00～17:20 (電話番号は54ページ参照)

【紛争解決措置】
 ・当金庫は、紛争解決のために、上記「お客さま相談窓口」、「全国しんきん相談所」（受付時間:9:00～17:00、電話:03-3517-5825）、または「関東地区しんきん相談所」（受付時間:9:00～17:00、電話:03-5524-5671）にお申し出があれば、東京弁護士会（電話:03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話:03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話:03-3581-2249）の各仲裁センター、または群馬弁護士会（電話:027-234-9321）の紛争解決センターにお取次ぎいたします。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。
 なお、上記以外の弁護士会を利用する方法もありますので、詳しくは当金庫「お客さま相談窓口」にお尋ねください。

たかしんでは、私たちがとるべき行動の基本原則を示した企業倫理方針「高崎信用金庫行動綱領」を定めています。

高崎信用金庫行動綱領

- (信用金庫の社会的使命と公共性の自覚と責任)
1. 信用金庫のもつ社会的使命と公共性を常に自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行に努める (質の高い金融等サービスの提供と地域社会発展への貢献)
 2. 経済活動を支えるインフラとしての機能はもとより、創意と工夫を活かし、顧客本位の業務運営を通じて、顧客のニーズに応えるとともに、市民生活や企業活動に脅威を与えるテロ、サイバー攻撃、自然災害等に備え、セキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保など顧客の利益の適切な保護にも十分配慮した質の高い金融および非金融サービスの提供等を通じて、地域経済・地域社会の発展に貢献する (法令やルールの厳格な遵守)
 3. あらゆる法令やルールの厳格に遵守し、社会的規範に決して反することのない、誠実かつ公正な業務運営を遂行する (地域社会とのコミュニケーション)
 4. 経営等の情報を積極的、効果的かつ公正に開示し、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図る。また、信用金庫を取り巻く幅広いステークホルダーとの建設的な対話を通して、社会からの理解と信頼を確保し、自らの価値向上を図る (人権の尊重)
 5. すべての人々の人権を尊重する (従業員の働き方、職場環境の充実)
 6. 従業員の多様性、人格、個性を尊重する働き方を実現する。また、健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を確保する (環境問題への取組み)
 7. 資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取り組む (社会参画と発展への貢献)
 8. 信用金庫が社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会とともに歩む「良き企業市民」として、積極的に社会に参画し、その発展に貢献する (反社会的勢力との関係遮断、テロ等の脅威への対応)
 9. 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除し、関係遮断を徹底する。また、国際社会がテロ等の脅威に直面している中で、マネー・ローンダリング対策およびテロ資金供与対策の高度化に努める

業務継続計画（BCP）

BCP: Business Continuity Plan の略称

たかしんでは、東日本大震災のような自然災害などが発生した場合、早期に通常の業務を再開できるよう、平成24年11月に「業務継続に関する基本的な考え方」を策定し、緊急時における円滑な職員間の連絡を図るための訓練や、各店舗への参集訓練、災害時の停電などを想定した訓練を実施しています。

また、業務継続計画における初動対応を強化するため、全役職員の安否確認を補完する手段として「安否確認システム」を導入しているほか、井野支店、西支店、中居支店、六郷支店の4店舗に自家発電機を設置するなど、業務継続に向けた態勢の充実に努めています。

なお、たかしんは、新型コロナウイルス感染症対策に関して、さまざまな取組みを行っています。

業務継続に関する基本的な考え方

当金庫は、自然災害、感染症の蔓延、システム障害、人為的災害等により、当金庫の業務継続が脅かされる緊急時において、業務の継続または速やかな業務の再開を図るため、次のような対応を行います。

緊急時の対応

- ▶ 当金庫は、地域の皆さまと役職員およびその家族の生命および身体の安全確保を第一として、二次災害の防止に努めつつ、業務継続を行います。
- ▶ 当金庫は、被災地域等における住民の皆さまの生活や経済活動の維持のため、緊急時においても最低限の金融サービスの提供に努めます。
- ▶ 当金庫は、被災による当金庫単独の決済不能を防止する対策を講じるとともに、社会全体への決済面での混乱拡大の抑制に努めます。
- ▶ 当金庫は、長期間の業務停止によるお客さまからの信頼の低下や収益機会の喪失による経営への影響を軽減するため、早期の回復に向けた対策を講じます。

業務継続に向けた態勢整備

- ▶ 当金庫は、業務の継続を経営の最重要事項と位置付け、組織体制を明確にすることにより業務継続計画の継続的な見直しを図ります。
- ▶ 当金庫は、さまざまな経営資源が制約される緊急時においても、金融機関の使命を果たすために、優先して対応すべき業務を定め、これらの業務に経営資源を集中させてまいります。

営業のご案内

たかしんは、高崎を中心に29店舗で営業しています。ローンや資産運用など、さまざまなご相談にぜひお出かけください。

預金業務

資産形成や生活設計の目的に合わせ、さまざまな商品をご用意しています。お財布代わりにご利用いただける総合口座、計画的な資金づくりをお手伝いする定期積金、各種定期預金など、お客さまのニーズに合わせてご利用いただけます。また、お客さまのお役に立ち、喜ばれる商品の開発やサービスの充実に努めています。

融資業務

事業に必要な運転資金や設備資金、あるいはライフプランを応援する資金を必要とときに、スピーディーにお客さまの立場になってご利用立てすることを旨としています。日頃の親密なふれあいによって培われた信頼関係を

基盤に、ご融資額、ご融資方法についても、お客さまのニーズにお応えできるよう努めています。独立行政法人住宅金融支援機構、株式会社日本政策金融公庫等の公的資金の融資業務も代行しています。また、県や市の制度融資も積極的に取り扱っています。

国内為替業務

全国民間金融機関(信用金庫、銀行、信用組合、農協など)を結ぶ「全銀システム」ネット網によって送金、振込、手形・小切手の取立などを迅速かつ正確に取り扱っています。また、平成25年2月から株式会社全銀電子債権ネットワーク(通称「でんさいネット」)の加盟金融機関として、でんさいサービスも取り扱っています。

証券業務

金融機関の証券業務分野が一段と拡大するなかで、昭和58年6月から公共債の窓口販売を行っています。ま

た、平成10年12月からはお客さまの資金運用手段の多様化にお応えするために、投資信託の窓口販売も行っていきます。さらに、平成15年3月から個人向け国債も取り扱っています。

保険窓口販売業務

住宅ローンをご利用されるお客さまの火災保険や債務返済支援保険をはじめ、個人年金保険、終身保険、養老保険、医療保険、定期保険、傷害保険等を取り扱っています。

外国為替取次業務

中小企業の海外取引が急速に増加し、「人、モノ、金」の国際間の移動は、地方都市においても活発です。このため当金庫では両替商業業務を営むほか、信金中央金庫への取次により、お客さまのあらゆる外為ニーズにお応えできるようにしています。

- ▶ 信用状開設、輸出為替買取等を含む貿易為替関連取引の取次
- ▶ 海外送金の取次
- ▶ クリーン・チェック等取次の取次
- ▶ インパクトローンの取次
- ▶ 両替(外国通貨およびトラベラーズ・チェックの売買)

その他業務

- 日本銀行歳入代理店としての収納業務(国庫金の収納業務)
- 地方公共団体の公金取扱業務としての収納業務(指定代理、収納代理業務)
- 信金中央金庫、株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構等の代理業務貸付のお取扱い
- 信託契約代理店業務(信金中央金庫の代理店)

預 金

種 類	特 色 (内 容)	お預け入れ期間	お預け入れ金額	付利単位
普通預金	自由に出し入れができ、給与、年金のお受取り、公共料金の自動支払など、日常のお財布代わりにご利用いただけます。キャッシュカードは全国の提携金融機関でご利用いただけます。	出し入れ自由	1円以上	100円 (付利残高1,000円)
無利型普通預金	預金保険制度により全額保護の対象となる無利息の普通預金です。	出し入れ自由	1円以上	-
総合口座	普通預金の通帳に定期預金をセットすると必要なときには定期預金の90%、最高200万円まで自動的に融資がご利用いただけます。	(定期預金) 1ヵ月以上	(定期預金) 1円以上	(定期預金) 1円
定期預金	お利息が有利な預金です。いろいろな種類が用意されていますので用途に合わせてご利用いただけます。			
期日指定定期預金	1年複利でふえる有利な預金です。お預け入れ期間は最長3年ですが、1年経過後は1ヵ月前のご連絡で預金の全部または一部(1万円以上の金額で指定)がいつでもお引き出しにできます。お書替の手間のかからない便利な自動継続扱いもあります。	最長3年 (据置期間1年)	1円以上 300万円未満	1円
スーパー定期	定型方式と期日指定方式があり、定型方式については自動継続扱いがあります。	1ヵ月以上	1円以上	1円
大口定期	定型方式と期日指定方式があり、定型方式については自動継続扱いがあります。	1ヵ月以上	1,000万円以上	1円
変動金利定期	金融市場の金利動向に応じて6ヵ月毎に利率が見直されます。定型方式と期日指定方式があり、定型方式については自動継続扱いがあります。	1年以上	1円以上	1円
新型複利定期	半年複利でふえる有利な預金です。お預け入れ期間は最長5年ですが、お預け入れから6ヵ月たてば、全額または一部(1万円以上の金額で指定)がいつでもお引き出しにできます。お書替の手間のかからない自動継続扱いがあります。	最長5年 (据置期間6ヵ月)	1万円以上	1円
財形貯蓄	お勤めの方が給与・ボーナスから天引きし、定期的に積み立てる預金です。			
財形住宅預金	住宅取得のための資金を貯める預金で元金550万円(財形年金預金と合算)までお利息が非課税となります。	5年以上	1,000円以上	1円
財形年金預金	将来の備えに年金資金を貯める預金で元金550万円(財形住宅預金と合算)までお利息が非課税となります。	5年以上	1,000円以上	1円
一般財形預金	貯蓄目的は自由ですが、課税対象になります。	3年以上	1,000円以上	1円
定期積金	ご契約のときに目標額と期間を設定し、毎月一定の掛金をお払い込みいただけます。教育資金、旅行資金、結婚資金などを計画的に準備する貯蓄です。	6ヵ月以上 5年以内	1,000円以上	
貯蓄預金	普通預金感覚の預金で、5段階の金額階層別金利が適用されます。	出し入れ自由	1円以上	1円 (付利残高1,000円)
通知預金	資金の短期運用に最適な預金です。随時解約できますが、お引き出しする日の2日前までにご通知ください。	7日以上	5,000円以上	1,000円
納税準備預金	納税資金専用の預金で、お利息には、非課税の特典があります。ただし、納税以外のお引き出しの場合、課税扱いとなります。	お引き出しは 納税時	1円以上	100円 (付利残高1,000円)
当座預金	小切手、手形をご利用いただける預金です。会社、商店のお取引には安全で効率的にお支払いができます。	出し入れ自由	1円以上	

融 資

種 類	資金のお使いみち	ご融資限度額	ご返済期間	担保・保証人
一般のご融資				
割引手形	一般商業手形・電子記録債権の割引をいたします。			
手形貸付	仕入資金など短期運転資金をご融資いたします。			
証書貸付	設備資金など長期の資金をご融資いたします。			
当座貸越	約定極度額まで運転資金をご融資いたします。			
住まいのいちばんネクストV	居住用土地、建物購入および住宅の新築、増改築資金	10,000万円	35年	不動産・全国保証
住宅プラン	居住用土地、建物購入および住宅の新築、増改築資金	8,000万円	35年	不動産・しんきん保証
無担保すまいるローン	住宅ローンの借換えおよび住宅の増改築資金	1,000万円	20年(借換え) 15年(増改築)	ジャックス
たかしん無担保住宅ローン	居住用土地、建物購入および住宅の新築、増改築資金	2,000万円	20年	しんきん保証
たかしん教育プラン	大学等の教育関連資金	1,000万円	16年(在学中据置可)	しんきん保証
カーライフプラン	自動車購入資金、車検・免許取得費用・自動車ローン借換え資金	1,000万円	10年	しんきん保証
個人ローン	自由(ただし、事業資金は除く)	500万円	10年	しんきん保証
職域サポートローン	自動車購入資金、教育資金、住宅関連資金、その他個人消費資金	500万円	10年	しんきん保証
たかしん教育カードローン	大学等の教育関連資金	500万円	最長17年 (在学中据置可)	しんきん保証
たかしんスマイルカードローン	自由(ただし、事業資金は除く)	300万円	1年(自動更新)	しんきん保証
たかしんシニアライフローン	自由(ただし、事業資金は除く)	100万円	10年	しんきん保証
たかしんフリーローン	自由(事業資金、おまとめ資金も可)	500万円	10年	しんきん保証
たかしんポケットローン	自由	300万円	1年(自動更新)	SMBCコンシューマーファイナンス
たかしんハイパーローン	自由	200万円	7年	SMBCコンシューマーファイナンス
カードローン	自由(ただし、事業資金は除く)	300万円	1年(自動更新)	三菱UFJニコス
奨学ローン	大学・短大等の入学金、授業料資金	500万円	11年(在学中据置可)	三菱UFJニコス
目的ローン	資金使途証明をご用意いただけるもの	500万円	7年(エコフォームは10年)	三菱UFJニコス
たかしんファミリーローン「モア」	自由(ただし、事業資金は除く)	500万円	10年	オリエントコーポレーション
たかしん自動車ローン「モア」	自動車購入資金、車検・修理費用等車輻関係資金	1,000万円	10年	オリエントコーポレーション
シルバーライフローン	自由(ただし、事業資金、旧借返済資金は除く)	100万円	5年	オリエントコーポレーション
たかしん債務統合型ローン	消費者金融、クレジット等の借入の一括化と30万円までの新規融資	300万円	5年	ライフカード
カードローン たかしんエコきゃっする	自由(ただし、事業資金は除く)	500万円	5年(自動更新)	信金ギャランティ

●商品利用にあたっての留意事項

- ※金融機関の商品には、変動金利商品のようにお客さまの予想に反して金利が上下する商品や保証会社の保証付融資のように融資利息のほかに保証料が必要な商品がございます。ご利用の際は商品内容をよくご確認の上、ご不明な点がございましたら当金庫の窓口や職員へ何なりとお申し出ください。また、店頭に説明書をご用意しています。
- ※新規に口座開設する場合や貸金庫ご利用の場合等、また、200万円を超える現金取引を行う場合など[犯罪による収益の移転防止に関する法律](「犯罪収益移転防止法」)により、お客さまの取引時確認が義務づけられていますので、運転免許証・各種健康保険証・登記事項証明書など所定の公的証明書のご提示が必要となります。
- ※融資の種類によりましては、本人であることを証明するもの(運転免許証、保険証などの写し)、所得を証明するもの(源泉徴収票、公的収入証明など)、利用目的を証明するもの(見積書など)をご提出していただくことがあります。また、審査の結果お客さまのご希望に添えない場合がございます。
- ※ローン等につきましては、ご利用残高などに注意され、ご返済に無理のないよう計画的にご利用をお勧めいたします。

営業のご案内

(令和2年4月1日現在)

証券業務

種類	特色(内容)
公 共 債	長期利付国債(10年)、中期利付国債(2年、5年)、個人向け国債(3年、5年、10年)、ぐんま県民債(5年)など安全性の高い債券です。
投 資 信 託	投資家(お客さま)から集めた資金をひとつの大きな資金としてまとめ、運用の専門家が株式や債券などに投資・運用する商品で、その運用成果(マイナスのこともあります)が投資家それぞれの投資額に応じて分配される仕組みの金融商品です。NISA、つみたてNISAおよびジュニアNISAもご利用できます。

保険窓口販売業務

種類	特色(内容)
損 害 保 険	住宅ローン関連の長期火災保険、債務返済支援保険、傷害保険、海外旅行保険、企業総合賠償責任保険等を取り扱っています。
生 命 保 険	個人年金保険、終身保険、養老保険、医療保険、がん保険、定期保険等を取り扱っています。

その他業務

種類	特色(内容)
確 定 拠 出 年 金 業 務	毎月の拠出金を定期預金や投資信託など14種類のプランの内から自由に選択し、運用できます。60歳以上になると受給可能となるため、公的年金の支給開始年齢引き上げへの対応策としても有効です。
M & A 業 務	企業の合併・買収から、株式譲渡や営業譲渡・資本提携まで幅広くお手伝いいたします。
人 材 サ ー ビ ス 業 務	人材サービス会社3社(ヒューレックス株式会社、株式会社パソナ、パーソルホールディングス株式会社)と業務提携し、幅広い人材ネットワークを活用した「人材採用」や「人材派遣」のお手伝いを行っています。
相 続 関 連 業 務	株式会社朝日信託との業務提携に基づき相続関連業務(遺言信託、遺産整理業務、財産承継プランニング)の契約の媒介を行っています。
信 託 契 約 代 理 店 業 務	信金中央金庫の信託契約代理店として、しんきん相続信託「こころのバトン」としんきん暦年信託「こころのリボン」の取扱いを出張所を除く全営業店で行っています。

各種サービス

サービス名	特色(内容)
キャッシュカードサービス	当金庫の本支店および全国の提携金融機関でキャッシュカードを利用して現金をお引き出しできます。全国の郵便局のATMでもたかしのキャッシュカードがご利用できます。特別な手続きをいただくことなく、お手持ちのキャッシュカードがデビットカードとして、ご利用できます。
自 動 支 払	公共料金、授業料、各種クレジット料金などがご指定の預金口座から自動的に支払われます。
自 動 受 取	厚生年金、国民年金、共済年金などがお受取り日に自動的にご指定の預金口座に振込まれます。
給 与 振 込	給料、ボーナスがご指定の預金口座に振込まれます。
送 金 ・ 振 込	当金庫の本支店をはじめオンラインによって結ばれた全国の金融機関のご指定口座へ迅速にお振込みができます。
為 替 自 動 振 込	家賃、仕送りなど毎月決められた日に、同一の金額を、同一のお受取宛に、ご指定の預金口座から自動的にお振込みいたします。
テ レ ホ ン バ ン キ ン グ	電話で「残高照会」「振込」「定期預金の預け入れ」などができます。フリーダイヤル 0120-17-1203 携帯・PHS専用03-5783-3801(通話料有料)
バ ン キ ン グ ア プ リ	お手持ちのスマートフォンが「スマホ通帳」となり、ご自分の預金口座の残高照会や入出金明細照会ができるサービスです。
インターネットバンキング(個人)	お手持ちの携帯電話やパソコンから、ご自分の預金口座の残高や入出金明細の照会、さらに振込・振替ができるサービスです。
インターネットバンキング(法人)	オフィスに居ながら取引照会や振込ができ、たいへん便利です。
で ん さい サ ー ビ ス	「電子記録債権法」により創設されたITを活用した手形に代わる決済手段です。取立手続きが不要で、紛失・盗難のリスクがなく、印紙税も課税されません。
〈たかしん〉ホームページ	人・街・未来をテーマに各種のお知らせ・情報を掲載しています。(http://www.takashin-net.co.jp)
貸 金 庫	預金証書、権利書、有価証券などの重要書類、貴金属などの貴重品を安全、確実にお預けいただけます。設置店舗：本店営業部・南支店・北支店・前橋支店・下豊岡支店・佐野支店・石原支店・吉井支店・玉村支店
夜 間 金 庫	当金庫の営業時間終了後、売上金などをその日のうちに預かりし、翌営業日にご指定の預金口座に入金いたします。
ロ ー ン ・ 資 産 運 用 相 談	たかしん相談プラザにて、各種ローンおよび年金・資産運用のご相談に応じています。平日(午前9時～午後7時)、土・日曜日(午前10時～午後5時) フリーダイヤル0120-603-796
年 金 相 談	社会保険労務士と当金庫の年金担当が営業店を定期的に巡回して、ご相談に応じています。
ス ポ ー ツ 振 興 投 票 券	totoチケットの当せん金の払い戻しを、本店営業部・南支店・室田支店で取り扱っています。
ク レ ジ ッ ト カ ー ド	VISA、JCBなど各種カードを取り扱っています。ショッピングやキャッシングなどにご利用できます。
ファクシミリ振込サービス	ファクシミリさえあれば、いつでもお振込みできます。来店不要で手間がかからず、手数料も格安です。
リ ー ス の ご 案 内	機械設備などのリースをご希望のお客さまに、しんきんリース株式会社をご案内します。

金融商品に係る勧誘方針

当金庫は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

1. 当金庫は、お客さまの知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客さまご自身の判断によってお決めいただけます。その際、当金庫は、お客さまに適正な判断をし

ていただくために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。

3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客さまに対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて従業員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客さまにとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

主な各種手数料

国内為替手数料

				(1件につき)	
振 込	窓 口	他行宛	電信扱	3万円以上	3万円未満
		文書扱	880円	660円	
		当金庫本支店宛	880円	660円	
		当金庫同一店内宛	550円	330円	
	ATM	当 庫 キ ー カ ー ド	個人の方	他行宛	当金庫本支店宛
3万円以上	550円		無 料	無 料	
3万円未満	330円		無 料	無 料	
個人以外の方	3万円以上		550円	220円	220円
3万円未満	330円	110円	110円		
現金	3万円以上	660円	330円	330円	
3万円未満	440円	110円	110円		

※キャッシュカード利用による1日あたりのお振込限度額は200万円とさせていただきます。なお10万円を超える現金振込は本人確認が必要なため、ATMでのご利用はできません。
※障がいが理由でATMの利用が困難な方の窓口での振込手数料は、ATMを利用した場合の振込手数料と同額となります。

代金取立手数料

区 分	金 額
当金庫本支店(同一店内含む)払い(注1)	440円
群馬中央手形交換所地域内他行取立(注1)	440円

(注1)即時入金(取立)可能な手形・小切手等は無料

上 記 以 外	至 急 扱	1,100円
	普 通 扱	880円

※至急扱いは郵送料を含みます。

その他為替手数料

区 分	金 額
不 渡 手 形 返 却 料	880円
取 立 手 形 組 戻 料	880円
取 立 手 形 店 頭 呈 示 料	880円
送 金、振 込 の 組 戻 料	880円

円貨両替手数料

両替枚数(持込/受取枚数)	金 額
1枚～100枚	無 料
101枚～500枚	330円
501枚～1,000枚	660円
1,001枚以上	660円+500枚毎に330円加算

硬貨入金手数料

入金枚数	金 額
1枚～1,000枚	無 料
1,001枚～2,000枚	660円
2,001枚以上	660円+1,000枚毎に330円加算

ATM利用手数料

		曜 日		土 曜 日		日 曜 日・祝 日
		平日	平日	14:00～20:00	14:00～20:00	8:00～20:00
支 出 金	当金庫カード	無 料	無 料	無 料	無 料	110円
	他信金カード	無料(注1)	無料(注1)	110円	110円	110円
入 金	他金融機関カード	110円(注2)	110円(注2)	220円	220円	220円
	当金庫カード	無 料	無 料	無 料	無 料	無 料
他信金カード	無料(注1)	無料(注1)	110円	110円	110円	
他金融機関カード(注3)	110円(注4)	110円(注4)	220円	220円	220円	

※表示している時間帯は当金庫のATMの最長取扱時間で、実際にご利用いただける時間はATMの設置場所およびご利用カードにより異なります。なお、当金庫の各ATMの営業時間についてはP.54をご覧ください。
(注1)当金庫以外の信金カードでのお取引(平日8:45～18:00 土曜日9:00～14:00 無料 左記以外 110円)
(注2)他金融機関カードでのお取引(群馬銀行カードは平日8:45～18:00無料 左記以外 110円)(平日8:45～18:00 土曜日9:00～14:00 110円 左記以外 220円)
(注3)カード入金可能な金融機関は、第二地方銀行・信用組合・労働金庫のうち、提携参加の金融機関とゆうちょ銀行に限られます。
(注4)他金融機関カードでの入金(平日8:45～18:00 土曜日9:00～14:00 110円 左記以外 220円)

不動産担保事務取扱手数料

担保設定の内容(各々1件につき)	金 額
新規設定・極度増額およびこれに準ずるもの	44,000円
追加設定(当初不動産担保設定申請書に記入済物件除く)	22,000円
債務者自身の居住用土地建物資金の場合	33,000円
不動産業、建設業について商品物件の一部抹消	11,000円

貸金庫使用料

本店全自動貸金庫使用料(年間)		
種 類	会員または年金友の会会員の方	一般の方
小 型	15,400円(月額1,283円)	17,600円(月額1,466円)
中 型	24,200円(月額2,016円)	26,400円(月額2,200円)
大 型	33,000円(月額2,750円)	35,200円(月額2,933円)

本店以外の貸金庫使用料(年間) 設置店舗(支店):南・北・前橋・下豊岡・佐野・石原・吉井・玉村			
種 類	会員の方	一般の方	
A	～10,000cm ³ 未満	7,700円(月額 641円)	8,800円(月額 733円)
B	10,000cm ³ ～15,000cm ³ 未満	9,900円(月額 825円)	11,000円(月額 916円)
C	15,000cm ³ ～20,000cm ³ 未満	12,100円(月額1,008円)	13,200円(月額1,100円)
D	20,000cm ³ ～25,000cm ³ 未満	14,300円(月額1,191円)	15,400円(月額1,283円)
E	25,000cm ³ ～30,000cm ³ 未満	16,500円(月額1,375円)	17,600円(月額1,466円)

夜間金庫使用料

種 類	会員の方	一般の方
基 本 料 (年 間)	59,400円	66,000円
専 用 入 金 票 (1 冊)	5,500円	5,500円

当座勘定関係手数料

種 類	金 額
約 束 手 形 1 冊 (5 0 枚 綴)	2,200円
為 替 手 形 1 冊 (2 5 枚 綴)	1,100円
小 切 手 帳 1 冊 (5 0 枚 綴)	2,200円
署 名 判 登 録 手 数 料 (1 回)	5,500円

でんさいサービス取扱手数料

取 引 種 類	インターネット	窓 口	
発 生 記 録	本 支 店 宛	330円	660円
	他 行 宛	550円	
譲 渡 記 録	本 支 店 宛	165円	660円
	他 行 宛	275円	
分割(譲渡記録)	本 支 店 宛	330円	660円
	他 行 宛	550円	
電子記録債権受取手数料	220円	220円	

インターネットバンキング基本料金

基本料金(月額)	法 人	個 人
	2,200円	無 料

インターネットバンキング(法人)振込手数料

		他行宛	当金庫本支店宛	当金庫同一店内宛
3万円以上		660円	330円	無 料
	3万円未満	440円	110円	

インターネットバンキング(個人)振込手数料

		他行宛	当金庫本支店宛	当金庫同一店内宛
3万円以上		440円	無 料	無 料
	3万円未満	220円		

テレホンバンキング等振込手数料

区 分	他行宛	当金庫本支店宛	当金庫同一店内宛
為替自動振込	3万円以上	660円	330円
テレホンバンキング	3万円未満	440円	110円
しんきんファミリー振込サービス	3万円以上	660円	330円
フロッピー、磁気テープによる振込	3万円未満	440円	110円

その他の手数料

種 類	金 額	
残高証明書(当金庫所定の用紙)	1通	550円
融 資 証 明 書	1通	5万円未満 11,000円 5万円以上 22,000円
再 発 行 手 数 料 (預金証書、通帳、キャッシュカード)	1件	1,100円

※当金庫の手数料は、すべて消費税を含んでいます。なお、上記以外の手数料については、窓口等にお問い合わせください。

信用金庫とは

信用金庫は、中小企業や地域住民の皆さまのための協同組織による地域金融機関です。協同組織は、相互扶助・非営利を基本理念としており、会員や利用者の方々ならびに地域のニーズにお応えすることを経営の基本にしています。

協同組織金融機関の特色

- 協同組織金融機関とは、会員の相互扶助を基本理念とする非営利法人です。
- そもそもは、中小企業の皆さまや、個人の皆さまなど、一般の金融機関から融資を受けにくい立場の方々構成となり、相互扶助の理念に基づき、必要とする資金の融資を受けられるようにすることを目的に設立されました。
- 協同組織金融機関には、信用金庫・信用組合（地域・業域・職域）・労働金庫・農林系統金融機関の4つの業態があります。

銀行との違い

- 金融サービスは同じでも、経営理念の違いで組織のあり方がそれぞれ異なります。
- 銀行は、株式会社であり、株主の利益が優先され、主な取引先は大企業です。
- 信用金庫は、地域の方々利用者が会員となって互いに地域の繁栄を図る相互扶助を目的とした協同組織の金融機関です。
- つまり、利益第一主義ではなく、会員すなわち地域社会の利益が優先されます。
- さらに、営業地域は一定の地域に限定されており、地域でお預かりした資金はその地域の発展のために活かされている点も銀行と大きく異なります。
- 信用金庫の取引先は、地元の中小企業の皆さまと地域住民の皆さまに限定されており、大企業とは取引ができません。
- だからこそ、銀行にはない、信用金庫としての存在価値があるのです。

信用金庫の制度

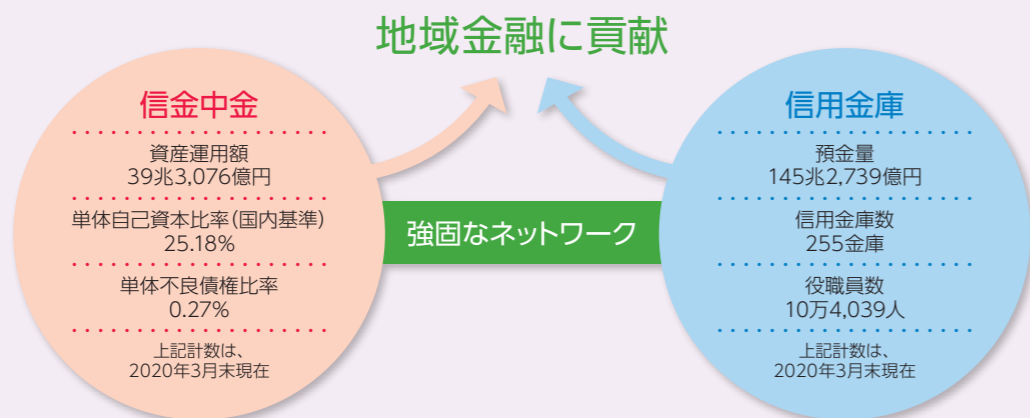
- 信用金庫は、会員制度による協同組織の地域金融機関です。
- 信用金庫は、一定地域内の中小企業の皆さまや地域住民の皆さまを会員としています。
- 融資対象は会員の方を原則としていますが、会員以外の方への融資も一定の条件で認められています。
- 一方、預金は会員以外の方でもご利用いただけます。

信金中央金庫

信金中央金庫（略称：信金中金）は、全国の信用金庫を会員とする協同組織形態の金融機関で、信用金庫の中央金融機関として、1950年に設立されました。

信金中金は、「個別金融機関」と「信用金庫の中央金融機関」という2つの役割を併せ持つ金融機関であり、資金調達額は、信用金庫から預け入れられた預金と金融債を発行して調達した資金等を合わせて38兆6,561億円（2020年3月末残高）、総資産は40兆6,332億円（同）にのぼっています。

このように、信金中金は、わが国有数の規模を有する金融機関であり、2000年には優先出資を東京証券取引所に上場しています。



計数資料編

財務諸表

貸借対照表	30
損益計算書	31
剰余金処分計算書	31

主要な業務の状況を示す指標

預金業務関係	36
融資業務関係	37
受取利息および支払利息	38
管理債権関係	39
有価証券に関する指標	40
金銭の信託関係	41
為替業務関係	41
経営指標	41
報酬体系	43

自己資本の充実の状況(バーゼルⅢ 第3の柱による開示)

自己資本の構成に関する開示事項	44
定量的な開示事項	45
定性的な開示事項	45

開示項目一覧	52
--------	----

貸借対照表

科 目	平成31年3月末	令和2年3月末
(資産の部)		
現金	6,260	5,897
預け金	144,560	158,367
買入金銭債権	-	-
金銭の信託	0	0
有価証券	116,605	109,707
国債	18,056	12,595
地方債	25,564	26,022
社債	29,468	26,545
株式	147	147
その他の証券	43,368	44,396
貸出金	227,147	227,575
割引手形	2,284	1,783
手形貸付	16,444	17,224
証書貸付	195,693	194,839
当座貸越	12,725	13,728
その他資産	2,923	2,789
未決済為替貸	141	94
信金中金出資金	2,086	2,086
前払費用	1	1
未収収益	559	393
その他の資産	135	213
有形固定資産	7,970	8,022
建物	1,841	1,944
土地	5,062	5,039
リース資産	374	362
その他の有形固定資産	691	676
無形固定資産	240	206
リース資産	144	111
その他の無形固定資産	95	95
繰延税金資産	-	124
債務保証見返	140	133
貸倒引当金	△896	△816
(うち個別貸倒引当金)	(△719)	(△696)
資産の部合計	504,953	512,008

※記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

(単位:百万円)

科 目	平成31年3月末	令和2年3月末
(負債の部)		
預金積金	478,145	486,884
当座預金	8,280	8,944
普通預金	203,704	220,627
貯蓄預金	3,749	3,732
通知預金	527	545
定期預金	236,482	227,649
定期積金	23,254	22,417
その他の預金	2,146	2,966
借入金	3,130	3,669
借入金	3,130	3,669
その他負債	1,688	1,312
未決済為替借	234	135
未払費用	432	204
給付補填備金	35	6
未払法人税等	3	3
前受収益	106	130
払戻未済金	13	13
職員預り金	288	290
リース債務	519	473
資産除去債務	14	13
その他の負債	40	39
退職給付引当金	405	240
役員退職慰労引当金	97	120
睡眠預金払戻損失引当金	16	32
偶発損失引当金	38	47
繰延税金負債	237	-
再評価に係る繰延税金負債	297	291
債務保証	140	133
負債の部合計	484,196	492,730
(純資産の部)		
出資金	1,459	1,487
普通出資金	1,459	1,487
利益剰余金	17,902	18,602
利益準備金	1,410	1,459
その他利益剰余金	16,491	17,143
特別積立金	8,000	8,000
当期末処分剰余金	8,491	9,143
会員勘定合計	19,361	20,089
<small>その他有価証券評価差額金</small>	1,020	△1,168
<small>土地再評価差額金</small>	373	356
<small>評価・換算差額等合計</small>	1,394	△811
純資産の部合計	20,756	19,277
負債及び純資産の部合計	504,953	512,008

損益計算書

科 目	平成30年度	令和元年度
経常収益	6,011,915	6,345,665
資金運用収益	4,919,136	5,096,897
貸出金利息	3,581,093	3,550,411
預け金利息	264,473	215,389
有価証券利息配当金	1,022,064	1,279,600
その他の受入利息	51,505	51,495
役員取引等収益	771,644	805,565
受入為替手数料	258,862	252,945
その他の役員収益	512,782	552,620
その他業務収益	170,117	313,365
外国為替売却益	13	69
国債等債券売却益	140,873	302,683
その他の業務収益	29,231	10,612
その他経常収益	151,017	129,837
償却債権取立益	59,421	114,008
金銭の信託運用益	-	0
その他の経常収益	91,595	15,829
経常費用	5,339,144	5,609,140
資金調達費用	143,462	87,682
預金利息	108,728	67,180
給付補填備金繰入額	17,205	2,934
借入金利息	16,082	16,103
その他の支払利息	1,446	1,463
役員取引等費用	460,737	471,176
支払為替手数料	106,825	107,221
その他の役員費用	353,911	363,955
その他業務費用	120,889	267,855
国債等債券売却損	13,778	-
国債等債券償還損	106,900	267,080
その他の業務費用	211	775
経費	4,495,979	4,510,131
人件費	2,798,738	2,775,693
物件費	1,610,290	1,645,460
税金	86,951	88,978
その他経常費用	118,075	272,293
貸倒引当金繰入額	64,660	184,611
株式等償却	370	-
その他の経常費用	53,044	87,682
経常利益	672,771	736,524

(単位:千円)

科 目	平成30年度	令和元年度
特別利益	-	-
特別損失	68,131	28,551
<small>固定資産処分損</small>	11,646	5,043
<small>減損損失</small>	56,485	23,508
税引前当期純利益	604,640	707,973
法人税、住民税及び事業税	5,453	5,748
法人税等調整額	△31,113	△23,098
法人税等合計	△25,659	△17,349
当期純利益	630,299	725,323
繰越金(当期末残高)	7,820,643	8,400,728
土地再評価差額金取崩額	40,861	17,005
当期末処分剰余金	8,491,804	9,143,057

剰余金処分計算書

(単位:千円)

科 目	平成30年度	令和元年度
当期末処分剰余金	8,491,804	9,143,057
剰余金処分量	91,075	71,663
利益準備金	48,717	27,868
<small>普通出資に対する配当金</small>	42,357 (年3%の割)	43,794 (年3%の割)
繰越金(当期末残高)	8,400,728	9,071,394

平成30年度及び令和元年度の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2の規定に基づき、あずさ監査法人の監査を受けております。

令和元年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

令和2年6月29日

高崎信用金庫

理事長

新井久男 

【貸借対照表の注記】(令和2年3月末)

- 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、売買目的の有価証券については決算日の市場価格に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のある株式については決算期末前1ヵ月平均に基づいた市場価格、それ以外については決算日の市場価格に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	7年～50年	その他	3年～20年
----	--------	-----	--------
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 貸倒引当金は、当金庫の定める資産自己査定基準及び償却・引当基準に基づき、債権について回収の可能性を検討して下記のとおり計上しております。

破産等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に対する債権及び実質的に経営破綻の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額とし、その残額のうち8,733百万円は債権額から直接減額したうえ、その残額を計上しております。また、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、必要と認められる額を計上しております。

上記以外の債務者に対する債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産自己査定基準に基づき、営業店及び資産所管部が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産査定部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づき上記引当金の計上を行っております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用	その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理
数理計算上の差異	各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理

当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として

- 処理しております。
- なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
- | | | |
|--|--|--------------|
| ①制度全体の積立状況に関する事項（平成31年3月31日現在） | 年金資産の額 | 1,650,650百万円 |
| | 年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額 | 1,782,453百万円 |
| | 差引額 | △131,803百万円 |
| ②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（自平成31年3月1日至平成31年3月31日） | | 0.3980% |
| ③補足説明 | | |
| | 上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高180,752百万円及び別途積立金48,949百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヵ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金73百万円を費用処理しております。 | |
| | なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。 | |
| | 8. 役員退職慰労引当金は、役員退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。 | |
| | 9. 睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求による支払いに備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。 | |
| | 10. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。 | |
| | 11. 消費税及び地方消費税の会計処理は、費用関係は税込み、資産関係は税抜きの折衷方式を採用しております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税は当事業年度の費用に計上しております。 | |
| | 12. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 | 1,797百万円 |
| | 13. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務はありません。 | |
| | 14. 有形固定資産の減価償却累計額 | 8,389百万円 |
| | 15. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、オンライン機器及び事務用機器の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。 | |
| | 16. 貸出金のうち、破綻先債権額は209百万円、延滞債権額は5,627百万円であります。 | |
| | なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 | |
| | また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 | |
| | 17. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は114百万円であります。 | |
| | なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 | |
| | 18. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,534百万円であります。 | |
| | なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行っ | |

- た貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は7,485百万円であります。

なお、16.から19.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
 - 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は1,783百万円であります。
 - 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	有価証券	273百万円
	預け金	4,067百万円
担保資産に対応する債務	預金	1,324百万円
	借入金	3,669百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、預け金4,000百万円を差し入れております。
 - 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日	平成10年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法	土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める公示価格に基づいて、合理的な調整を行って算出
同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額	2,724百万円
 - 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当金庫の保証債務の額は50百万円であります。
 - 出資1口当たりの純資産額
 648円16銭 | - 金融商品の状況に関する事項
 - 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。
 - 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

外貨建有価証券については、為替の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

- チェックしております。
- 有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、資金証券部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
- 市場リスクの管理
 - 金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALMに関する方針に基づき、総合リスク管理委員会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的にはリスク統括部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで総合リスク管理委員会に報告しております。
 - 為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。
 - 価格変動リスクの管理

当金庫が保有する有価証券を含む市場運用商品の価格変動リスクについては、市場リスク管理規程に基づき、管理しております。

資金証券部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

資金証券部で保有している非上場株式の多くは、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

これらの情報はリスク統括部を通じ、総合リスク管理委員会に定期的に報告されております。
 - 市場リスクに係る定量的情報

当金庫では、金融商品の市場リスク量を VaR により月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当金庫の VaR は分散共分散法（有価証券については保有期間 120 日、信頼区間 99%、観測期間 240 営業日、他の金融商品については保有期間 240 日、信頼区間 99%、観測期間 1200 営業日）により算出しており、令和 2 年 3 月 31 日（当事業年度の決算日）現在で当金庫の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で 5,036 百万円です。

ただし、VaR は過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。
 - 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALM を通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。
 - 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち有価証券以外については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

26.金融商品の時価等に関する事項

令和2年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらとの差額は、次のとおりであります（時価等の算定方法については（注1）参照）。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注2）参照）。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。
（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金 (*1)	158,367	158,962	595
(2) 有価証券			
売買目的有価証券	—	—	—
満期保有目的の債券	5,942	6,062	120
その他有価証券	103,617	103,617	—
(3) 貸出金 (*1)	227,575		
貸倒引当金 (*2)	△816		
	226,759	230,878	4,119
金融資産計	494,686	499,521	4,834
(1) 預金積金 (*1)	486,884	487,059	175
(2) 借入金 (*1)	3,669	3,765	95
金融負債計	490,553	490,824	271

(*1) 有価証券以外の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、市場金利（LIBOR等）で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価額又は取引金融機関から提示された基準価額によっております。

自金庫保証付私募債は、将来のキャッシュ・フローを残存期間の円 LIBOR 金利に、一般的な投資適格の債券のスプレッドを考慮した金利で割り引いた価格としております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については 27. から 28. に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

①破綻懸念先債権（利息前受債権を除く）、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。）

②①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利（LIBOR等）で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利（LIBOR等）を用いております。

(2) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当金庫の信用状態は実行後大きく異ならないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を市場金利（LIBOR等）で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。
（単位：百万円）

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式 (*1)	147
合 計	147

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額
（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金 (*1)	88,073	49,000	—	3,300
有価証券	10,765	26,293	10,194	45,908
満期保有目的の債券	4,429	413	500	599
その他有価証券のうち満期があるもの	6,336	25,879	9,694	45,308
貸出金 (*2)	42,202	71,169	42,464	55,232
合 計	141,041	146,462	52,659	104,440

(*1) 預け金のうち、期間の定めがないものは含めておりません。

(*2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額
（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金 (*)	187,248	60,719	15	436
借入金	745	2,056	570	297
合 計	187,993	62,776	586	734

(*) 預金積金のうち、期間の定めがないものは含めておりません。

27.有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」「地方債」「短期社債」「社債」「株式」「その他の証券」が含まれております。以下28.まで同様であります。

満期保有目的の債券
（単位：百万円）

	種類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	2,499	2,510	10
	地方債	1,929	1,938	9
	短期社債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	1,512	1,613	100
	うち外国債券	1,512	1,613	100
	小 計	5,942	6,062	120
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	うち外国債券	—	—	—
	小 計	—	—	—
合 計		5,942	6,062	120

その他の有価証券
（単位：百万円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	50,305	49,657	648
	国債	9,097	8,990	107
	地方債	20,312	19,973	339
	短期社債	—	—	—
	社債	20,895	20,693	202
	その他	12,118	11,354	764
	うち外国債券	8,780	8,248	532
	小 計	62,424	61,011	1,412
	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—
債券		10,428	10,485	△57
国債		998	1,006	△8
地方債		3,780	3,805	△24
短期社債		—	—	—
社債		5,649	5,674	△24
その他		30,764	33,288	△2,523
うち外国債券		16,087	17,793	△1,706
小 計		41,192	43,774	△2,581
合 計		103,617	104,785	△1,168

28.当事業年度中に売却したその他の有価証券
（単位：百万円）

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	—	—	—
債券	4,477	302	—
国債	3,977	168	—
地方債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社債	500	134	—
その他	—	—	—
うち外国債券	—	—	—
合 計	4,477	302	—

29.その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）
（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	0	0	0	0	—

(注) 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

30.当座貸越契約に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、28,372百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のものが28,261百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（1年毎に）予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

31.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度額超過額	2,146百万円
税務上の繰越欠損金	323百万円
その他有価証券評価差額金	356百万円
退職給付引当金	66百万円
その他	268百万円
繰延税金資産小計	3,161百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△323百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△2,714百万円
評価性引当額小計	△3,037百万円
繰延税金資産合計	124百万円
繰延税金負債	
—	—百万円
繰延税金負債合計	—百万円
繰延税金資産の純額	124百万円

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額
当事業年度（令和2年3月31日）

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金 (*1)	—	—	—	—	—	323	323
評価性引当額	—	—	—	—	—	△323	△323
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(*1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

【損益計算書の注記】（令和元年度）

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当たり当期純利益金額 24円73銭

3.当期において、以下の資産について減損損失を計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失 (千円)
高崎市内	営業用店舗 1カ所	土地	23,508
合計			23,508

営業用店舗については、営業店毎に継続的な収支の把握を行っていることから各営業店を、遊休資産等は各資産を、グループの最小単位としています。本部、厚生施設等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としており、本部と同一の建物にある本店営業部も共用資産としております。

営業利益減少によるキャッシュ・フローの低下及び継続的な地価の下落等により、資産グループ1カ所の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額23,508千円を「減損損失」として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを0.968%で割り引いて算定しております。

主要な業務の状況を示す指標

預金業務関係

預金科目別残高、構成比

(単位：残高 百万円、構成比 %)

科 目	平成31年3月末			令和2年3月末		
	残 高	構 成 比		残 高	構 成 比	
当座預金	8,280	1.7		8,944	1.8	
普通預金	203,704	42.6		220,627	45.3	
貯蓄預金	3,749	0.7		3,732	0.7	
通知預金	527	0.1		545	0.1	
その他の預金	2,111	0.4		2,958	0.6	
(小計)	(218,373)	(45.6)		(236,808)	(48.6)	
定期預金	236,517	49.4		227,657	46.7	
定期積金	23,254	4.8		22,417	4.6	
(小計)	(259,772)	(54.3)		(250,075)	(51.3)	
合 計	478,145	100.0		486,884	100.0	

(注)平成31年3月末の定期預金残高は外貨定期預金34百万円を、令和2年3月末の定期預金残高は外貨定期預金28百万円を含んでおります。

預金者別預金残高、構成比

(単位：残高 百万円、構成比 %)

	平成31年3月末			令和2年3月末		
	残 高	構 成 比		残 高	構 成 比	
一般法人	75,360	15.7		79,478	16.3	
公 金	13,919	2.9		15,355	3.1	
金融機関	488	0.1		451	0.0	
個人	388,377	81.2		391,598	80.4	
合 計	478,145	100.0		486,884	100.0	

預金に関する指標

●流動性預金、定期性預金、譲渡性預金、その他の預金の期中平均残高 (単位：百万円)

科 目	平成30年度	令和元年度
流動性預金	211,412	227,185
当座預金	6,001	6,164
普通預金	199,857	215,284
貯蓄預金	3,816	3,757
通知預金その他	1,737	1,978
定期性預金	266,213	255,644
定期預金	241,942	233,760
定期積金	24,271	21,883
譲渡性預金	-	-
その他の預金	26	28
外貨預金	26	28
預金合計	477,653	482,858

●固定金利定期預金、変動金利定期預金およびその他の区分ごとの定期預金の残高 (単位：百万円)

区 分	平成31年3月末	令和2年3月末
固定金利定期預金	236,344	227,522
大口定期預金	54,142	53,877
スーパ一定期	151,444	143,663
自由型期日指定定期預金	5,341	4,965
積立定期預金	592	564
新型複利定期預金	24,824	24,452
変動金利定期預金	135	125
変動金利定期預金	135	125
その他の預金	36	9
その他の定期預金	1	1
外貨預金	34	8

会員・会員外別預金残高

(単位：百万円)

	平成31年3月末	令和2年3月末
会 員 預 金	154,652	161,066
会 員 外 預 金	323,493	325,818
合 計	478,145	486,884

財形貯蓄残高

(単位：百万円)

財 形	平成31年3月末	令和2年3月末
財 形	592	564

融資業務関係

貸出金科目別残高、構成比

(単位：残高 百万円、構成比 %)

科 目	平成31年3月末			令和2年3月末		
	残 高	構 成 比		残 高	構 成 比	
割引手形	2,284	1.0		1,783	0.7	
手形貸付	16,444	7.2		17,224	7.5	
証書貸付	195,693	86.1		194,839	85.6	
当座貸越	12,725	5.6		13,728	6.0	
合 計	227,147	100.0		227,575	100.0	

固定金利および変動金利別の区分ごとの貸出金科目別残高

(単位：百万円)

科 目	平成31年3月末		令和2年3月末	
	固 定 金 利	変 動 金 利	固 定 金 利	変 動 金 利
割引手形	2,284	-	1,783	-
手形貸付	16,444	-	17,224	-
証書貸付	56,505	139,187	60,942	133,897
当座貸越	4,355	8,369	4,972	8,756
合 計	79,590	147,557	84,494	142,053

貸出金業種別内訳、構成比

(単位：残高 百万円、構成比 %)

	平成31年3月末		令和2年3月末	
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比
製造業	19,010	8.3	19,024	8.3
農業、林業	461	0.2	476	0.2
漁業	5	0.0	5	0.0
鉱業、採石業、砂利採取業	119	0.0	216	0.0
建設業	19,293	8.4	19,891	8.7
電気・ガス・熱供給・水道業	31	0.0	29	0.0
情報通信業	352	0.1	312	0.1
運輸業、郵便業	5,089	2.3	4,667	2.0
卸売業、小売業	16,825	7.4	18,727	8.2
金融業、保険業	8,493	3.7	8,075	3.5
不動産業	41,303	18.1	41,410	18.2
物品賃貸業	1,039	0.4	1,075	0.4
学術研究、専門・技術サービス業	1,830	0.8	2,010	0.8
宿泊業	33	0.0	266	0.1
飲食業	2,304	1.0	2,465	1.0
生活関連サービス業、娯楽業	3,264	1.4	3,434	1.5
教育、学習支援業	706	0.3	828	0.3
医療、福祉	7,937	3.4	8,119	3.5
その他のサービス	7,225	3.1	7,558	3.3
(小計)	(135,325)	(59.5)	(138,598)	(60.9)
地方公共団体	31,137	13.7	29,342	12.8
個人(住宅・消費・納税資金等)	60,685	26.7	59,634	26.2
合 計	227,147	100.0	227,575	100.0

(注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

貸出金使途別内訳、構成比

(単位：残高 百万円、構成比 %)

	平成31年3月末		令和2年3月末	
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比
設備資金	119,041	52.4	121,605	53.4
運転資金	108,106	47.5	105,970	46.5
合 計	227,147	100.0	227,575	100.0

融資業務関係

会員・会員外別貸出金残高 (単位:百万円)

	平成31年3月末	令和2年3月末
会員貸出金	182,060	184,876
会員外貸出金	45,087	42,698
合計	227,147	227,575

消費者ローン・住宅ローン残高 (単位:百万円)

	平成31年3月末	令和2年3月末
消費者ローン	7,821	7,955
住宅ローン	44,608	44,263

手形貸付、証書貸付、当座貸越および割引手形の期中平均残高 (単位:百万円)

	平成30年度	令和元年度
手形貸付	14,400	16,386
証書貸付	193,050	193,855
当座貸越	11,215	11,334
割引手形	1,793	1,753
合計	220,459	223,331

代理貸付残高 (単位:百万円)

	平成31年3月末	令和2年3月末
信金中央金庫	58	46
日本政策金融公庫	54	47
独立行政法人住宅金融支援機構	3,397	3,129
独立行政法人中小企業基盤整備機構	27	32
独立行政法人福祉医療機構	109	95
合計	3,647	3,351

担保の種類別の貸出金残高および債務保証見返額 (単位:百万円)

	平成31年3月末		令和2年3月末	
	貸出金残高	債務保証見返額	貸出金残高	債務保証見返額
当金庫預金積金	4,322	-	4,323	-
有価証券	61	-	65	-
不動産	-	-	-	-
不動産	57,264	53	58,653	50
その他	-	-	-	-
(小計)	(61,648)	(53)	(63,042)	(50)
信用保証協会・信用保険	35,585	58	39,106	49
保証	36,071	-	34,225	-
信用	93,841	27	91,200	83
合計	227,147	140	227,575	183

受取利息および支払利息

受取利息および支払利息の増減 (単位:百万円)

	平成30年度			令和元年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	112	△151	△39	41	136	177
うち貸出金	40	△97	△57	46	△77	△30
うち預け金	△9	△25	△35	7	△56	△49
うち有価証券	81	△28	53	△12	270	257
支払利息	9	△24	△15	4	△59	△55
うち預金積金	1	△18	△16	1	△56	△55
うち借入金	7	△6	1	3	△2	0

(注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、利率による増減要因に含めております。

管理債権関係

貸倒引当金の内訳 (単位:百万円)

区	分	平成31年3月末	令和2年3月末
		残高(期中増減額)	残高(期中増減額)
一般貸倒引当金		176 (45)	119 (△56)
個別貸倒引当金		719 (△243)	696 (△22)
合計		896 (△197)	816 (△79)

リスク管理債権の状況 (単位:百万円)

区	分	平成31年3月末	令和2年3月末
破綻先債権		179	209
延滞債権		6,038	5,627
3ヵ月以上延滞債権		16	114
貸出条件緩和債権		1,530	1,534
合計		7,764	7,485

(注) この表の債権額は担保・保証付債権を含めて表示しております。

リスク管理債権に対する担保・保証・貸倒引当金の状況

区	分	令和2年3月末
破綻先債権		209
延滞債権		5,627
小計	(A)	5,836
担保・保証付債権額		4,803
個別貸倒引当金		196
小計	(B)	4,999
担保・保証・引当金によるカバー率(B)/(A)		85.6%

貸出金償却 (単位:百万円)

区	分	平成30年度	令和元年度
貸出金償却額		-	-

※破綻先債権
元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(未収利息不計上貸出金)のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。

- ①会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者
- ②民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者
- ③破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者
- ④会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者
- ⑤手形交換所による取引停止処分を受けた債務者

※延滞債権
未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。
①上記破綻先債権に該当する貸出金
②債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金

※3ヵ月以上延滞債権
元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。

※貸出条件緩和債権
債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。

なお、これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。

3ヵ月以上延滞債権・貸出条件緩和債権 (単位:百万円)

区	分	令和2年3月末
3ヵ月以上延滞債権		114
貸出条件緩和債権		1,534
小計	(A)	1,649
担保・保証付債権額		955
貸倒引当金		24
小計	(B)	980
担保・保証・引当金によるカバー率(B)/(A)		59.4%

金融再生法に基づく債権の状況 (単位:百万円)

区	分	令和2年3月末(A)	保全額(B)		担保・保証・引当金によるカバー率(B)/(A)	
			担保・保証付債権額	貸倒引当金		
破産更生債権及びこれらに準ずる債権		2,074	2,074	1,958	116	100.0%
危険債権		3,767	2,930	2,850	80	77.7%
要管理債権		1,649	980	955	24	59.4%
小計	(C)	7,491	5,985	5,764	221	79.9%
正常債権		220,385				
合計	(D)	227,876				
不良債権比率(C)/(D)		3.28%				

- (注) 1. 貸倒引当金は個別貸倒引当金及び要管理債権に対して計上している一般貸倒引当金の合計額です。
2. 対象となる債権は、貸借対照表の次の各動定に計上されているものです。
①貸出金 ②貸付有価証券 ③外国為替 ④未収利息 ⑤仮払金 ⑥債務保証見返

※破産更生債権及びこれらに準ずる債権
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

※危険債権
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。

※要管理債権
3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当する貸出金です。

※正常債権
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権です(破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、要管理債権を除く)。

有価証券に関する指標

有価証券の種類別の残存期間別残高および平均残高

(単位：百万円)

平成30年度	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計	平均残高
国債	2,428	7,550	6,019	—	—	2,057	—	18,056	22,254
地方債	1,050	2,948	—	6,638	106	14,820	—	25,564	24,332
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	3,636	7,746	6,094	1,074	390	10,525	—	29,468	28,613
株式	—	—	—	—	—	—	147	147	148
外国証券	1,966	1,556	—	—	5,432	18,645	3,680	31,281	28,219
その他の証券	—	—	—	90	161	882	10,952	12,087	11,260
合計	9,083	19,800	12,113	7,803	6,091	46,932	14,780	116,605	114,829

令和元年度	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計	平均残高
国債	3,505	5,516	2,575	—	—	998	—	12,595	16,362
地方債	2,736	200	5,045	1,535	423	16,081	—	26,022	25,150
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	3,416	6,786	5,259	995	326	9,761	—	26,545	27,904
株式	—	—	—	—	—	—	147	147	147
外国証券	1,107	413	—	427	6,126	18,306	8,108	34,489	32,195
その他の証券	—	—	496	191	167	760	8,289	9,906	11,642
合計	10,765	12,917	13,375	3,150	7,044	45,908	16,545	109,707	113,404

有価証券(取得原価、時価、評価損益)

満期保有目的の債券

(単位：百万円)

種類	平成31年3月末			令和2年3月末			
	貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額	
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	2,499	2,540	40	2,499	2,510	10
	地方債	1,987	2,017	30	1,929	1,938	9
	外国債券	1,519	1,601	81	1,512	1,613	100
	小計	6,006	6,160	153	5,942	6,062	120
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	外国債券	—	—	—	—	—	—
	小計	—	—	—	—	—	—
合計	6,006	6,160	153	5,942	6,062	120	

(注)時価は、期末日における市場価格等に基づいております。

その他の有価証券

(単位：百万円)

種類	平成31年3月末			令和2年3月末			
	貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額	
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—	—	—	
	債券	66,539	65,311	1,227	50,305	49,657	648
	国債	15,556	15,247	308	9,097	8,990	107
	地方債	21,714	21,278	436	20,312	19,973	339
	社債	29,268	28,785	482	20,895	20,693	202
	その他	22,356	21,303	1,053	12,118	11,354	764
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—	—	—	
	債券	2,063	2,073	△9	10,428	10,485	△57
	国債	—	—	—	998	1,006	△8
	地方債	1,863	1,873	△9	3,780	3,805	△24
	社債	199	200	△0	5,649	5,674	△24
	その他	19,492	20,397	△904	30,764	33,288	△2,523
合計	110,451	109,085	1,365	103,617	104,785	△1,168	

(注)1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位：百万円)

非上場株式	平成31年3月末	令和2年3月末
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
	147	147

※売買目的有価証券及び子会社・関連会社株式については、該当ありません。

金銭の信託関係

(単位：百万円)

その他の金銭の信託	平成31年3月末			令和2年3月末		
	貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
	0	0	—	0	0	—

(注)1. 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。
2. 運用目的の金銭の信託及び満期保有目的の金銭の信託については、該当ありません。

為替業務関係

内国為替取扱実績

(単位：百万円)

送金振込	仕向	平成30年度	令和元年度
		被仕向	被仕向
代金取立	仕向	244,934	251,704
	被仕向	290,415	302,905
	計	535,349	554,609
合計	仕向	6,819	7,141
	被仕向	7,092	5,751
	計	13,912	12,893
合計	計	549,262	567,503

経営指標

主要経営指標の推移

(単位：百万円)

利益	経常収益	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
		経常利益	当期純利益	預金積金残高	貸出金残高	有価証券残高
残高	預金積金残高	456,321	465,897	472,226	478,145	486,884
	貸出金残高	216,374	220,425	223,662	227,147	227,575
純資産額	有価証券残高	97,840	105,174	110,251	116,605	109,707
	総資産額	481,270	489,409	496,647	504,813	511,874
単体自己資本比率	純資産額	19,755	19,079	19,513	20,756	19,277
	単体自己資本比率	10.13%	10.17%	10.31%	10.34%	10.29%

(注)1. 残高計数は期末日現在のものであり、総資産額には債務保証見返は含んでおりません。
2. 自己資本比率は金融庁告示に定められた算式に基づいて算出したものであります(国内基準)。

業務純益

(単位：百万円)

	平成30年度	令和元年度
業務純益	557	868
実質業務純益		811
コア業務純益	583	776
コア業務純益(投資信託解約損益を除く。)		414

(注)1. 業務純益=業務収益-(業務費用-金銭の信託運用見合費用)
業務費用には、例えば人件費のうちの役員退職慰労引当金繰入額等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。
また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(または取崩額)を含みます。
2. 実質業務純益=業務純益+一般貸倒引当金繰入額
実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
3. コア業務純益=実質業務純益-国債等債券損益
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。
4. 「実質業務純益」「コア業務純益(投資信託解約損益を除く。)」については、銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令(令和元年9月13日)による改正を受け、令和元年度分より開示することとなったため、開示初年度につき、令和元年度分のみを開示しております。なお、「業務純益」「コア業務純益」については、昨年度と同様に開示しております。

業務粗利益・業務粗利益率

(単位：百万円)

資金運用収支	資金運用収益	平成30年度	令和元年度
		資金調達費用	資金運用収益
役員取引等収支	役員取引等収益	4,919	5,096
	役員取引等費用	143	87
その他業務収支	役員取引等収益	4,775	5,009
	役員取引等費用	771	805
その他業務粗利益	役員取引等費用	460	471
	その他業務収益	310	334
業務粗利益率	その他業務費用	170	313
	その他業務収支	120	267
	その他業務収支	49	45
	業務粗利益	5,135	5,389
	業務粗利益率	1.05%	1.09%

経営指標

諸比率 (単位: %)

	平成30年度	令和元年度
資金運用利回	1.00	1.03
資金調達原価率	0.97	0.95
預金原価率	0.96	0.95
総資金利鞘	0.03	0.08
預貸金利鞘	0.66	0.63
預貸率(末残)	47.50	46.74
預貸率(平残)	46.15	46.25
預証率(末残)	24.38	22.53
預証率(平残)	24.04	23.48
総資産経常利益率	0.13	0.14
総資産当期純利益率	0.12	0.14

資金運用・調達勘定平均残高、利息および利回り

(単位: 平均残高 百万円、利息 千円、利回り %)

	平成30年度			令和元年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	488,307	4,919,136	1.00	494,160	5,096,897	1.03
うち貸出金	220,459	3,581,093	1.62	223,331	3,550,411	1.58
うち預け金	150,931	264,473	0.17	155,338	215,389	0.13
うち有価証券	114,829	1,022,064	0.89	113,404	1,279,600	1.12
資金調達勘定	480,703	143,462	0.02	486,429	87,682	0.01
うち預金積金	477,653	125,933	0.02	482,858	70,115	0.01
うち借入金	2,761	16,082	0.58	3,279	16,103	0.49

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(平成30年度279百万円、令和元年度289百万円)を控除して表示しております。

会員数

(単位: 人、カッコ内の数値は構成比 %)

	平成27年度末	平成28年度末	平成29年度末	平成30年度末	令和元年度末
会員数	27,767(100.0)	28,085(100.0)	28,259(100.0)	28,188(100.0)	28,120(100.0)
うち法人	4,742 (17.0)	4,768 (16.9)	4,798 (16.9)	4,787 (16.9)	4,779 (16.9)
うち個人(男性)	18,116 (65.2)	18,158 (64.6)	18,136 (64.1)	17,970 (63.7)	17,788 (63.2)
うち個人(女性)	4,909 (17.6)	5,159 (18.3)	5,325 (18.8)	5,431 (19.2)	5,553 (19.7)

出資総額および出資総口数

(単位: 出資総額 百万円、出資総口数 千口)

	平成27年度末	平成28年度末	平成29年度末	平成30年度末	令和元年度末
出資総額	1,303	1,360	1,410	1,459	1,487
出資総口数	26,078	27,200	28,210	29,184	29,741

出資に対する配当金

(単位: 配当率 %, 出資に対する配当金 千円、出資1口当たり円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
配当率	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
出資に対する配当金 (出資1口当たり)	38,902 (1.5)	39,405 (1.5)	41,133 (1.5)	42,357 (1.5)	43,794 (1.5)

役員数

(単位: 人)

	平成27年度末	平成28年度末	平成29年度末	平成30年度末	令和元年度末
役員数	14	14	14	14	14
うち常勤役員数	8	8	8	9	9
職員数	363	365	359	355	355

1店舗当り・職員1人当り預金積金残高

(単位: 百万円)

	平成27年度末	平成28年度末	平成29年度末	平成30年度末	令和元年度末
1店舗当り預金積金額	17,550	17,919	18,162	18,390	18,726
職員1人当り預金積金額	1,257	1,276	1,315	1,346	1,371

1店舗当り・職員1人当り貸出金残高

(単位: 百万円)

	平成27年度末	平成28年度末	平成29年度末	平成30年度末	令和元年度末
1店舗当り貸出金額	8,322	8,477	8,602	8,736	8,752
職員1人当り貸出金額	596	603	623	639	641

自動機器設置状況

(単位: 台)

	平成27年度末	平成28年度末	平成29年度末	平成30年度末	令和元年度末
A T M	66	66	67	67	64
両替機	2	2	2	2	2

報酬体系について

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

a. 決定方法 b. 決定時期と支払時期

(2) 令和元年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位: 百万円)

区分	支払総額
対象役員に対する報酬等	180

(注) 1. 対象役員に該当する理事は8名、監事は1名です。
2. 上記の内訳は、「基本報酬」159百万円、「退職慰労金」21百万円となっております。
なお、「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。
3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他
「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第3号、第4号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和元年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
2. 「同額」は、令和元年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
3. 令和元年度において対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

自己資本の充実の状況(バーゼルⅢ第3の柱)

1. 自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円)

項目	平成30年度	令和元年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	19,319	20,045
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,459	1,487
うち、利益剰余金の額	17,902	18,602
うち、外部流出予定額(△)	42	43
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	176	119
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	176	119
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	151	116
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	19,646	20,282
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	173	149
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	173	149
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	7	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	-	-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る10パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに該当するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る15パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに該当するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	181	149
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	19,464	20,132
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	178,328	185,716
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	671	648
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	671	648
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	9,769	9,769
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	188,097	195,486
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	10.34%	10.29%

(注)自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

●自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、出資金および利益剰余金等により構成されております。

なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

・普通出資

①発行主体：高崎信用金庫

②コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：1,487百万円

2. 定量的な開示事項ならびに定性的な開示事項

(1)自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

項目	平成30年度		令和元年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	178,328	7,133	185,716	7,428
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	170,463	6,818	176,677	7,067
現金	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	10	0	9	0
我が国の政府関係機関向け	1,206	48	1,150	46
地方三公社向け	-	-	-	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	34,596	1,383	36,589	1,463
法人等向け	36,910	1,476	39,027	1,561
中小企業等向け及び個人向け	41,140	1,645	41,337	1,653
抵当権付住宅ローン	10,336	413	9,891	395
不動産取得等事業向け	28,993	1,159	30,878	1,235
3ヵ月以上延滞等	1,296	51	1,525	61
取立未済手形	28	1	18	0
信用保証協会等による保証付	1,477	59	1,714	68
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-
出資等	148	5	689	27
出資等のエクスポージャー	148	5	689	27
重要な出資のエクスポージャー	-	-	-	-
上記以外	14,318	572	13,845	553
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	-	-	-	-
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	2,963	118	2,858	114
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	234	9	-	-
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	-	-	-	-
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	-	-	-	-
上記以外のエクスポージャー	11,120	444	10,986	439
②証券化エクスポージャー	1,886	75	1,484	59
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	5,307	212	6,906	276
ルック・スルー方式	5,307	212	6,906	276
マンドート方式	-	-	-	-
蓋然性方式(250%)	-	-	-	-
蓋然性方式(400%)	-	-	-	-
フォールバック方式(1250%)	-	-	-	-
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	671	26	648	25
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	-	-	-	-
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	-	-	-	-
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	9,769	390	9,769	390
ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	188,097	7,523	195,486	7,819

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

3. 「3ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

(オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法)
粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15%
直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

●自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しましては、これまで、内部留保による資本の積上げ等を行うことにより自己資本を充実させて、経営の健全性・安全性を十分保っております。なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる業務計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

(2)信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーおよび証券化エクスポージャーを除く)

信用リスクに関するエクスポージャーおよび主な種類別の期末残高(地域別・業種別・残存期間別) (単位:百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	平成30年度					令和元年度				
	エクスポージャー区分					エクスポージャー区分				
	信用リスクエクスポージャー	オフ・バランス取引	債権	デリバティブ取引	延滞エクスポージャー	信用リスクエクスポージャー	オフ・バランス取引	債権	デリバティブ取引	延滞エクスポージャー
国内	459,281	225,069	71,945	-	1,781	465,897	224,396	64,631	-	2,074
国外	27,565	-	27,565	-	-	27,616	-	27,616	-	-
地域別合計	486,847	225,069	99,511	-	1,781	493,514	224,396	92,247	-	2,074
製造業	19,467	19,163	304	-	67	20,475	19,170	1,304	-	58
農業、林業	531	531	-	-	76	537	537	-	-	76
漁業	5	5	-	-	-	5	5	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	119	119	-	-	-	216	216	-	-	-
建設業	20,699	20,599	100	-	345	21,231	21,231	-	-	252
電気・ガス・熱供給・水道業	743	31	712	-	-	1,038	29	1,008	-	-
情報通信業	719	360	-	-	-	785	318	-	-	-
運輸業、郵便業	5,148	5,148	-	-	0	4,738	4,738	-	-	0
卸売業、小売業	17,410	17,310	100	-	282	19,297	19,247	50	-	647
金融業、保険業	178,527	6,019	31,256	-	-	188,586	4,580	28,509	-	-
不動産業	42,584	42,349	200	-	364	42,858	42,623	200	-	384
物品賃貸業	1,040	1,039	-	-	-	1,077	1,076	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	1,940	1,936	-	-	17	2,138	2,134	-	-	16
宿泊業	33	33	-	-	20	266	266	-	-	9
飲食業	2,806	2,806	-	-	49	2,936	2,936	-	-	56
生活関連サービス業、娯楽業	3,778	3,778	-	-	325	3,995	3,995	-	-	311
教育、学習支援業	770	770	-	-	-	887	887	-	-	-
医療、福祉	8,352	8,352	-	-	-	8,502	8,502	-	-	-
その他のサービス	7,572	7,572	-	-	41	8,138	7,938	200	-	37
業種別小計	312,254	137,928	32,674	-	1,591	327,712	140,437	31,273	-	1,850
国	47,006	-	40,820	-	-	40,830	-	34,521	-	-
地方公共団体	57,277	31,260	26,016	-	-	55,813	29,359	26,453	-	-
個人	55,879	55,879	-	-	190	54,599	54,599	-	-	223
その他	14,428	-	-	-	-	14,558	-	-	-	-
業種別合計	486,847	225,069	99,511	-	1,781	493,514	224,396	92,247	-	2,074
1年以下	130,473	36,109	9,027	-	-	137,275	36,239	10,762	-	-
1年超3年以下	77,190	12,905	19,648	-	-	73,609	13,738	12,832	-	-
3年超5年以下	32,454	20,544	11,909	-	-	33,662	21,495	12,167	-	-
5年超7年以下	28,208	20,604	7,513	-	-	23,103	18,971	3,440	-	-
7年超10年以下	32,307	26,305	5,841	-	-	32,051	24,685	7,198	-	-
10年超	157,797	106,920	45,571	-	-	156,841	107,690	45,845	-	-
期間の定めのないもの	28,415	1,680	-	-	-	36,969	1,575	-	-	-
残存期間別合計	486,847	225,069	99,511	-	-	493,514	224,396	92,247	-	-

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除いております。
 2. 「延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーのことです。
 3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。
 4. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
 5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額
 39ページ参照

業種別の個別貸倒引当金および貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

業種区分	平成30年度				令和元年度			
	個別貸倒引当金 期首残高	期中増減額	期末残高	貸出金償却 残高	個別貸倒引当金 期首残高	期中増減額	期末残高	貸出金償却 残高
製造業	32	△11	21	-	21	△7	14	-
農業、林業	18	0	18	-	18	△0	18	-
漁業	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	704	△177	527	-	527	△6	521	-
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-
情報通信業	-	-	-	-	-	-	-	-
運輸業、郵便業	3	△3	-	-	-	-	-	-
卸売業、小売業	123	△45	78	-	78	△15	63	-
金融業、保険業	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産業	45	△4	40	-	40	△4	36	-
物品賃貸業	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	4	△2	1	-	1	△1	0	-
宿泊業	-	-	-	-	-	-	-	-
飲食業	10	△1	9	-	9	△1	7	-
生活関連サービス業、娯楽業	12	△2	9	-	9	△1	8	-
教育、学習支援業	-	-	-	-	-	-	-	-
医療、福祉	-	-	-	-	-	-	-	-
その他のサービス	5	5	11	-	11	5	16	-
小計	962	△242	719	-	719	△31	687	-
国・地方公共団体	-	-	-	-	-	-	-	-
個人	1	△0	0	-	0	8	9	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	963	△243	719	-	719	△22	696	-

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
 2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分(%)	平成30年度		令和元年度	
	エクスポージャーの額 格付適用有り	エクスポージャーの額 格付適用無し	エクスポージャーの額 格付適用有り	エクスポージャーの額 格付適用無し
0%	-	107,749	-	97,962
10%	-	26,931	-	28,699
20%	3,567	172,019	3,003	180,952
35%	-	28,055	-	27,157
40%	500	-	1,501	500
50%	13,783	843	16,859	709
75%	-	49,540	-	49,296
100%	-	82,915	504	85,387
150%	-	456	-	578
200%	-	353	-	293
250%	-	130	-	108
合計	17,851	468,995	21,868	471,645

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
 2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

●信用リスク管理の方針および手続の概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を受けるリスクをいいます。当金庫では、信用リスクを管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、クレジット・ポリシーを定め、信用リスク管理態勢を構築しています。信用リスクの評価につきましては、厳格な自己査定を実施しております。また、信用リスクの計量化に向け、信用格付制度の導入を進めております。信用リスク管理の状況については、総合リスク管理委員会を定期的に開催し、信用リスク管理・運営における重要事項を協議検討しております。貸倒引当金は、「資産自己査定基準」および「償却・引当基準に関する規程」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された予想損失率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上を行っております。

●リスク・ウェイトの判定およびエクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

当金庫は、リスク・ウェイトの判定に、以下の適格格付機関を利用しております。
 ・S&Pグローバル・レーティング(S&P) ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
 ・(株)日本格付研究所(JCR) ・(株)格付投資情報センター(R&I)

(3)信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

ポ ー ト フ ォ リ オ	平成30年度		令和元年度	
	信用リスク削減手法		信用リスク削減手法	
	適格金融資産担保	保 証	適格金融資産担保	保 証
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	3,456	19,940	3,523	19,494
①ソブリン向け	－	1,007	－	1,002
②地方三公社	－	848	－	717
③金融機関向け	－	1,431	－	413
④法人等向け	1,173	1,510	1,247	1,500
⑤中小企業等・個人向け	2,136	11,685	2,142	13,007
⑥抵当権付住宅ローン	2	3,007	5	2,448
⑦不動産取得等事業向け	129	15	114	－
⑧その他の他	15	353	13	342
⑨3ヵ月以上延滞等	－	80	－	63

(注) 1. 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。
2. クレジット・デリバティブは採用しておりません。

●信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続の概要

信用リスク削減手法とは、当金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当金庫では、融資の取上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとして認識しております。したがって、担保または保証に過度に依存しないような融資の取上げ姿勢に徹しております。ただし、与信審査の結果、担保または保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解を得た上でご契約いただくなど、適切な取扱いを行っております。パーゼルⅢにおける信用リスク削減手法には適格担保として、自金庫預金積金、保証として三井住友海上火災保険㈱、しんきん保証基金、その他未担保預金等が該当します。また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

(4)派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ありません。

(5)証券化エクスポージャーに関する事項

〈オリジネーターの場合〉

該当ありません。

〈投資家の場合〉

保有する証券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳

(単位：百万円)

	平成30年度	令和元年度
証券化エクスポージャーの額	3,345	4,250
(i) 住 宅 ロ ー ン	851	740
(ii) リ ー ス 料 債 権 等	2,494	3,510

※再証券化エクスポージャーについては、該当ありません。

保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高および所要自己資本の額等 (単位：百万円)

リスク・ウェイト区分(%)	平成30年度		令和元年度	
	エクスポージャー残高	所要自己資本額	エクスポージャー残高	所要自己資本額
0%～15%未満	－	－	－	－
15%～50%未満	351	2	3,750	48
50%～100%未満	2,994	72	500	10
100%～250%未満	－	－	－	－
合計	3,345	75	4,250	59

(注) 所要自己資本の額=エクスポージャー残高×リスク・ウェイト×4%
ただし、「リスク・ウェイト区分」「エクスポージャー残高」「所要自己資本額」は、いずれも信用リスク削減効果等を勘案後の内容であるため、上記の計算式と一致しない場合があります。

※再証券化エクスポージャーについては、該当ありません。

※保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無については該当ありません。

●証券化エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続の概要

証券化取引の役割としては、オリジネーター業務および投資業務があります。オリジネーター業務については、株式会社日本政策金融公庫が行う中小企業の資金調達手段の多様化の一環としての位置付けと捉えておりますが、現在、保有残高はありません。一方、投資業務については、有価証券投資の一環として捉え、リスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、時価評価および適格格付機関が付与する格付情報などにより把握するとともに、必要に応じて総合リスク管理委員会に諮り、適切なリスク管理に努めております。また、取引にあたっては、当金庫が定める運用方針に基づき、投資対象を一定の信用力を有するものとするなど適正な運用・管理を行っております。

●証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は、外部格付準拠方式を採用しております。

●自己資本比率告示第248条第1項第1号から第4号までに規定する体制の整備およびその運用状況の概要

証券化商品(再証券化商品を含む。以下同じ。)への投資にあたっては、資金運用部門において、市場環境、当該証券化商品およびその裏付資産に係る市場の状況、当該証券化商品に関するデューデリジェンスやモニタリングに必要な各種情報が投資期間を通じて継続的または適時に入手可能であることを確認のうえ、当該証券化商品の裏付資産の状況・パフォーマンス、内包されるリスクおよび構造上の特性の分析を行い、リスク管理部門の審査を経て、最終決定しております。

また、資金運用部門は、保有している証券化商品について、定期的に当該証券化商品およびその裏付資産に係る情報を証券会社等から収集し、リスク管理部門等に報告しております。

リスク管理部門では、資金運用部門から報告を受けた内容を確認し、必要に応じて個別案件ごとに信用補完の十分性、スキーム維持の蓋然性等の検証を行っております。

●証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従い、適正な処理を行っております。

●証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

当金庫は、リスク・ウェイトの判定に、以下の適格格付機関を利用しております。

- ・S&Pグローバル・レーティング(S&P)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
- ・(株)日本格付研究所(JCR)
- ・(株)格付投資情報センター(R&I)

(6)オペレーショナル・リスクに関する事項

●リスク管理の方針および手続の概要およびオペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は、オペレーショナル・リスクについて、事務リスク、システム・リスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスクを幅広いリスクと考え、オペレーショナル・リスク管理方針を踏まえ、管理態勢を整備しております。リスクの計測に関しましては、基礎的手法を採用しております。

(7) 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額等 (単位：百万円)

	平成30年度					
	その他有価証券の時価のあるもの					その他有価証券の時価のないもの等
	取得原価 (償却原価)	貸借対照表 計上額	評価差額	うち益	うち損	貸借対照表 計上額
上場株式等	257	435	177	177	-	-
非上場株式等	-	-	-	-	-	2,235
合計	257	435	177	177	-	2,235

(単位：百万円)

	令和元年度					
	その他有価証券の時価のあるもの					その他有価証券の時価のないもの等
	取得原価 (償却原価)	貸借対照表 計上額	評価差額	うち益	うち損	貸借対照表 計上額
上場株式等	799	875	76	155	△79	-
非上場株式等	-	-	-	-	-	2,235
合計	799	875	76	155	△79	2,235

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 売買目的有価証券については該当ありません。

出資等または株式等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額 (単位：百万円)

	平成30年度				令和元年度			
	売却額	売却益	売却損	株式等 償却	売却額	売却益	売却損	株式等 償却
出資等または株式等 エクスポージャー	-	-	-	△0	-	-	-	-

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

※貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額については該当ありません。

● 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続の概要

上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価および最大予想損失額 (VaR) によるリスク計測によって把握するとともに、当金庫の抱える市場リスクの状況や、設定されたリスク限度枠、損失限度枠に基づき管理しております。一方、非上場株式、子会社・関連会社、政策投資株式、その他ベンチャーファンドまたは投資事業組合への出資金に関しては、当金庫が定める資金運用規程等に基づいた適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、経営陣に報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。なお、当該取引に係る会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従い、適正な処理を行っております。

(8) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項 (単位：百万円)

	平成30年度	令和元年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	14,636	16,203
マンドート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	-	-

(9) 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項番		ΔEVE		ΔNII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
		1	上方パラレルシフト	7,719	9,097
2	下方パラレルシフト	0	0	20	-
3	スティープ化	7,424	8,336	-	-
4	フラット化	-	-	-	-
5	短期金利上昇	-	-	-	-
6	短期金利低下	-	-	-	-
7	最大値	7,719	9,097	85	-
		ホ		へ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	20,132		19,464	

(注) 1. 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。
2. 「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号(平成31年2月18日)による改正を受け、令和2年3月末からΔNIIを開示することとなりました。このため、開示初年度につき、当期末分のみを開示しております。

● 金利リスクに関するリスク管理の方針および手続の概要

(1) リスク管理の方針および手続の概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や将来の収益性に対する影響を指しますが、当金庫においては、双方とも月次で評価・計測を行い、必要に応じて対策を講じる態勢としております。具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスクを計測し、総合リスク管理委員会で協議検討を行い、金利リスクが過大となった場合は、有価証券の売却やヘッジ等による金利リスクの削減も含め、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

(2) 金利リスクの算定方法の概要

A. 開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVE及びΔNII(銀行勘定の金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヵ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいう。以下同じ。)並びに金融機関がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する以下の事項

- ①流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期
平均満期は1.25年です。
- ②流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期
最長の金利改定満期は5年です。
- ③流動性預金への満期割り当て方法(コア預金モデル等)及びその前提
金融庁が定める保守的な前提を採用しております。
- ④固定金利貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約に関する前提
考慮していません。
- ⑤複数の通貨の集計方法及びその前提
保守的に通貨ごとに算出したΔEVE及びΔNIIが正となる通貨のみを単純合算しております。
- ⑥スプレッドに関する前提
スプレッド及びその変動は考慮していません。
- ⑦内部モデル使用時等、ΔEVEとΔNIIに重大な影響を及ぼすその他の前提
該当事項はありません。
- ⑧前事業年度末の開示からの変動に関する説明
金利リスクの算定にかかる前提に変動はありません。
- ⑨計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
当金庫のΔEVEについては、金利上昇時に現在価値が減少し、指定のシナリオのうち上方パラレルシフトが最大値となっております。

B. 金融機関が自己資本の充実度の評価、ストレス・テスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVE及びΔNII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

当金庫では、統合リスク管理として金利リスク等をVaRにより計測し、年度毎に配賦資本の範囲内でリスク限度枠を設定して管理しております。具体的には、毎月VaRで計測される預貸金や債券等のリスク量が、リスク限度枠に収まっているかどうか、自己資本比率に与える影響はどうか等をモニタリングし、総合リスク管理委員会に報告し管理しております。

当金庫のVaRは分散共分散法(有価証券については保有期間6ヵ月、信頼区間99%、観測期間1年、他の金融商品については保有期間1年、信頼区間99%、観測期間5年)により算出しております。

開示項目一覧

信用金庫法施行規則第132条等における開示項目 (単体)

1. 金庫の概況及び組織に関する事項	
イ. 事業の組織	18
ロ. 理事及び監事の氏名及び役職名	18
ハ. 会計監査人の氏名又は名称	31
二. 事務所の名称及び所在地	54
ホ. 当該金庫を所属信用金庫とする信用金庫代理業者に 関する事項	該当ありません
2. 金庫の主要な事業の内容	24~26
3. 金庫の主要な事業に関する事項	
イ. 直近の事業年度における事業の概況	14、15
ロ. 直近の5事業年度における主要な事業の状況	
経常収益	41
経常利益 (又は経常損失)	41
当期純利益 (又は当期純損失)	41
出資総額及び出資総口数	42
純資産額	41
総資産額	41
預金積金残高	41
貸出金残高	41
有価証券残高	41
単体自己資本比率	41
出資に対する配当金	42
職員数	42
ハ. 直近の2事業年度における事業の状況	
主要な業務の状況を示す指標	
業務純益、実質業務純益、コア業務純益及び コア業務純益 (投資信託解約損益を除く。)	41
業務粗利益及び業務粗利益率	41
資金運用収支、役員取引等収支、及びその他業務収支	41
資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、 利息、利回り及び資金利鞘	42
受取利息及び支払利息の増減	38
総資産経常利益率	42
総資産当期純利益率	42
預金に関する指標	
流動性預金、定期性預金、譲渡性預金 その他の預金の平均残高	36
固定金利定期預金、変動金利定期預金及び その他の区分ごとの定期預金の残高	36
貸出金等に関する指標	
手形貸付、証書貸付、当座貸越及び 割引手形の平均残高	38
固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	37
担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額	38
使途別の貸出金残高	37

業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	37
預貸率の期末値及び期中平均値	42
有価証券に関する指標	
商品有価証券の種類別の平均残高	該当ありません
有価証券の種類別の残存期間別残高	40
有価証券の種類別の平均残高	40
預証率の期末値及び期中平均値	42
4. 金庫の事業の運営に関する事項	
イ. リスク管理の体制	20
ロ. 法令遵守の体制	21
ハ. 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための 取組みの状況	2~12
二. 金融ADR制度への対応	22
5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況	
イ. 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は 損失金処理計算書	30~35
ロ. 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
破綻先債権	39
延滞債権	39
3カ月以上延滞債権	39
貸出条件緩和債権	39
ハ. 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に 定める事項	44~51
二. 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、 時価及び評価損益	
有価証券	40
金銭の信託	41
規則第102条第1項第5号に掲げる取引	該当ありません
ホ. 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	39
ヘ. 貸出金償却の額	39
ト. 金庫が法第38条の2第3項の規定に基づき貸借対照表、 損益計算書及び剰余金処分計算書 (又は損失金処理計 算書)について会計監査人の監査を受けている場合には その旨	31

報酬等に関する事項 43

信用金庫法施行規則第133条等における 開示項目 (連結) 該当ありません

「金融機能の再生のための緊急措置に関する 法律第7条」における開示項目

1. 資産の査定公表	39
パーゼルⅢ (第3の柱)	44~51

沿革

大正	3年 7月	産業組合法による有限責任 「高崎信用組合」創立 初代組合長 小沢宗平 就任 高崎図書館の一室を仮事務所として事業開始	
	11月	高崎市九蔵町40番地に事務所移転	
	10年 1月	第二代組合長 蟬山政次郎 就任	
	2月	高崎市田町甲22番地に事務所移転	
	14年 4月	北出張所開設	
	6月	南出張所開設	
	昭和	2年 12月	新本店新築
		8年 3月	第三代組合長 友松喜平 就任
		19年 12月	高陽信用組合(高崎市新町*48、組合長 清水 浜吉)、積善信用組合(高崎市本町138、組 合長 戸塚五郎作)と合併、積善信用組合の 飯塚出張所を当組合の飯塚出張所として存続 <small>*現 あら町</small>
		24年 9月	預金量1億円達成
25年 12月		第四代組合長 植原寛彌 就任	
26年 10月		信用金庫法に基づき 「高崎信用金庫」に組織変更	
27年 5月		室田支店開設	
28年 5月		倉賀野支店開設	
31年 6月		第五代理事長 山口高音 就任	
32年 6月		預金量10億円達成	
34年 4月	高崎市田町18番地に新本店を新築移転		
38年 1月	東支店開設		
9月	預金量50億円達成		
40年 7月	井野支店開設		
42年 3月	預金量100億円達成		
8月	問屋町支店開設		
45年 5月	西支店開設		
48年 8月	前橋支店開設		
50年 3月	預金量500億円達成		
5月	前橋南支店開設		
51年 11月	豊岡支店開設		
52年 12月	新前橋支店開設		
53年 8月	事務センター新築		
54年 9月	預金オンライン開始		
10月	高崎市場支店開設		
11月	中居支店開設		
12月	預金量1,000億円達成		
55年 12月	浜川支店開設		

令和元年度のあゆみ

4月	●毎月1回、全営業店で店舗周辺の清掃活動を実施。 ●地方創生と地域の経済活性化および持続的発展に寄与することを目的に、高崎商工会議所と「包括的連携・協力に関する協定書」を締結。 ●年金友の会・日帰り旅行「山高神代桜、武田神社の桜、河口湖、石和温泉の旅」を催行。
	●「第7回標名山ヒルクライムin高崎」に役職員が大会運営ボランティアとして参加。
5月	●献血運動を行い、役職員が参加。役職員による募金を上毛新聞社「愛の募金」に寄贈。
6月	●女性の活躍推進に関する取組みの実施状況が認められ「基準適合一般事業主」(えるぼし)の認定を取得。
7月	●国連が提唱するSDGs(持続可能な開発目標)の達成に貢献するため、「高崎信用金庫 SDGs宣言」を制定。 ●第9回「夏休みこども金融教室」を開催。 ●「第45回高崎まつり」に役職員がお神輿で参加。また、「かさ氷の無料配布」を実施。 ●献血運動への積極的な取組みが高く評価され、令和元年度群馬県献血功労者等表彰式において、厚生労働大臣表彰を受賞。

平成	56年 5月	貝沢支店開設
	57年 7月	事務センター支店開設
	7月	群馬町支店開設
	58年 3月~5月	融資オンライン開始
	4月	第六代理事長 山口桂司 就任
	59年 7月	預金量1,500億円達成
	10月	箕郷支店開設
	61年 8月	六郷支店開設
	11月	新オンライン・システム稼働
	63年 7月	預金量2,000億円達成
令和	元年 6月	下豊岡支店開設
	11月	CI計画にともなう基本理念、 基本デザイン決定
	2年 1月	信金東京共同事務センター 事業組合オンラインシステムへ加入移行
	6月	佐野支店開設
	6月	北支店新築
	7月	石原支店開設
	4年 5月	吉井支店開設
	7月	預金量3,000億円達成
	6年 7月	玉村支店開設
	7年 4月	第七代理事長 後藤紀久雄 就任
5月	高崎市飯塚町1200番地に新本店を 新築移転、旧本店を田町出張所として存続	
8年 5月	室田支店里見出張所開設	
9年 3月	事務センター支店を矢中町に移転し 矢中支店としてオープン	
10年 5月	本店営業部高崎市役所出張所開設	
6月	第八代理事長 齋藤賢一 就任	
11年 2月	問屋町支店を本店営業部へ統合	
14年 2月	倉賀野町1077番地に倉賀野支店を新築移転	
15年 3月	ローンセンター貝沢オープン	
18年 6月	第九代理事長 高橋英美 就任	
19年 6月	ローンセンター貝沢をリニューアルし たかしん相談プラザとしてオープン	
21年 6月	預金量4,000億円達成	
24年 6月	第十代理事長 新井久男 就任	
26年 7月	創立100周年を迎える。同年10月、 記念式典を開催	
令和	2年 6月	預金量5,000億円達成

10月	●地域で働く産前産後の女性の方を対象としたセミナー「たかしんママサークル」を開催。
11月	●「第29回ぐんまマラソン」に協賛し、職員が大会ボランティアとして参加。また、職員とその家族がランナーとして参加。 ●地域の活性化に貢献することを目的に、大学生による「たかしんビジネスプラン・コンテスト2019」を開催。 ●職員同士のチームワークの向上や親睦を深めるために「たかしんソフトバレーボール大会」を開催。
12月	●営業店、たかしん相談プラザに「年末資金繰り相談窓口」を設置。
1月	●献血運動を行い、役職員が参加。
2月	●各営業店の後援会ごとに、新年総会を開催。 ●税務相談会を開催。 ●新型コロナウイルスの影響を受けているお客さまの資金繰り全般のご相談にお応えするため、営業店、たかしん相談プラザに「資金繰り相談窓口」を設置。
3月	●高崎市(公益財団法人 高崎財団)へ100万円を寄贈。

店舗ネットワーク

店舗のご案内

(令和2年7月1日現在)

店舗名	郵便番号	所在地	電話	ATM営業時間		
				平日	土曜日	日曜・祝日
① 本店営業部	370-0069	高崎市飯塚町1200-1	027(360)3111	8:30~20:00	9:00~19:00	9:00~17:00
② 本店営業部田町出張所	370-0824	高崎市田町18	027(322)3202			
③ 本店営業部高崎市役所出張所	370-0829	高崎市高松町35-1	027(325)6404	9:00~18:00	—	—
④ 南支店	370-0831	高崎市あら町1-14	027(322)2816			
⑤ 北支店	370-0804	高崎市住吉町5	027(322)3980			
⑥ 飯塚支店	370-0069	高崎市飯塚町198-2	027(362)4110			
⑦ 倉賀野支店	370-1201	高崎市倉賀野町1077-11	027(346)2326			
⑧ 室田支店	370-3342	高崎市下室田町1143	027(374)1155			
⑨ 室田支店里見出張所	370-3344	高崎市中里見町69-7	027(374)5800			
⑩ 東支店	370-0046	高崎市江木町31	027(322)6206	8:30~20:00	9:00~19:00	9:00~17:00
⑪ 井野支店	370-0004	高崎市井野町1086	027(361)7024			
⑫ 西支店	370-0862	高崎市片岡町3-5-3	027(325)7811			
⑬ 前橋支店	371-0016	前橋市城東町1-4-1	027(233)3511			
⑭ 前橋南支店	371-0805	前橋市南町4-6-1	027(223)1230			
⑮ 豊岡支店	370-0871	高崎市上豊岡町202-1	027(327)3833			
⑯ 新前橋支店	371-0844	前橋市古市町1-46-5	027(253)1217			
⑰ 高崎市場支店	370-0034	高崎市下大類町1258	027(352)5481	8:00~15:00	—	—
⑱ 中居支店	370-0851	高崎市上中居町719-5	027(323)5911			
⑲ 浜川支店	370-0081	高崎市浜川町135-1	027(344)1722			
⑳ 貝沢支店	370-0042	高崎市貝沢町1283-1	027(361)4121			
㉑ 矢中支店	370-1203	高崎市矢中町28-1	027(347)6111			
㉒ 群馬町支店	370-3511	高崎市金古町1319-1	027(372)1711			
㉓ 箕郷支店	370-3105	高崎市箕郷町西明屋91-4	027(371)2841	8:30~20:00	9:00~19:00	9:00~17:00
㉔ 六郷支店	370-0075	高崎市筑縄町49-1	027(361)3550			
㉕ 下豊岡支店	370-0873	高崎市下豊岡町1044	027(326)8922			
㉖ 佐野支店	370-0857	高崎市上佐野町693-5	027(324)7311			
㉗ 石原支店	370-0864	高崎市石原町3965-1	027(324)7444			
㉘ 吉井支店	370-2107	高崎市吉井町池1479-7	027(387)7010			
㉙ 玉村支店	370-1105	佐波郡玉村町福島300-1	0270(64)3411			

店外ATMのご案内

(令和2年7月1日現在)

設置場所	所在地	ATM営業時間		
		平日	土曜日	日曜・祝日
スズラン高崎店*	高崎市宮元町13-1	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
高崎商工会議所隣	高崎市問屋町2-7-2	8:30~20:00	9:00~19:00	9:00~17:00
高崎経済大学7号館	高崎市上並榎町1300	9:00~18:00	9:00~18:00	—
高崎駅東口ローサイト1F	高崎市八島町222	8:00~22:00	8:00~19:00	8:00~19:00
アピタ高崎店	高崎市矢中町668-1	9:00~20:00	9:00~20:00	9:00~20:00
イオンモール高崎	高崎市棟高町1400	8:00~20:00	8:00~20:00	8:00~20:00
高崎オーパ	高崎市八島町46-1	8:00~22:00	8:00~19:00	8:00~19:00
くらぶち小栗の里	高崎市倉渕町三ノ倉296-1	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00

*スズラン高崎店の定休日には、同店に設置しているATMも休止となります。

営業地区のご案内

(令和2年7月1日現在)

群馬県	高崎市、前橋市、伊勢崎市、藤岡市、富岡市、安中市、渋川市、佐波郡、甘楽郡(南牧村を除く)、北群馬郡
埼玉県	本庄市(旧児玉町を除く)、児玉郡上里町

たかしん店舗ネットワークと営業地域



たかしん相談プラザのご案内 ~土・日も営業中! お休みにゆっくり相談してみませんか~

住宅ローン、自動車ローン、教育ローンなど各種個人ローンに関するご相談・受付。年金や資産運用に関するご相談。

営業日

平日および土・日曜日(※12月31日~1月3日と祝日は休業となります)

営業時間

平日 9:00~19:00

土・日 10:00~17:00

フリーダイヤル ~お電話でもお気軽にご相談いただけます~

0120-603-796

住所

高崎市貝沢町 1283-1 たかしん貝沢支店内



たかしんホームページのご案内 ~インターネットから24時間、365日いつでもローンの仮申込みができます!~

インターネット仮申込対象ローン

自動車ローン 教育ローン 無担保住宅ローン

フリーローン カードローン

※お申込みの受付はお住まい、またはお勤め先が当金庫の営業地区内の方に限らせていただきます。

※金融機関休業日の受付は、翌営業日の審査となります。

※実際のお借入にあたっては、別途正式なお申込手続きが必要となります。

※[WEB完結型個人向けローン]も取り扱っています。

詳しくは、こちらへアクセスしてみてください!

たかしんネット仮申込み

検索

<http://www.takashin-net.co.jp>



人、街、未来にニューバンク

高崎信用金庫

www.takashin-net.co.jp



本誌は環境に配慮した、
植物油インキを使用しています。

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。